

令和3年度マイナポイント補助金

## 第2弾マイナポイント

マイナポイント付与補助

公募要領

---

2023/10/10 版

## 補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人キャッシュレス推進協議会（以下、「補助金事務局」という。）が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められる。当然ながら、補助金事務局としても厳正に補助金を執行するとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処する。

補助金事務局に対し、補助金の申請を行う者、採択されて補助金を受給する者は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号）」（以下、「補助金適正化法」という。）をよく理解し、また、下記の点についても十分に認識した上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行わなければならない。

- ① 補助金の申請者は、如何なる理由があっても、補助金事務局に提出する申請書類に虚偽の記述や添付を行ってはいならない。
- ② 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について補助金事務局の承認を受けなければならない。なお、補助金事務局は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがある。
- ③ また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、補助金事務局として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施する。
- ④ 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付の取消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取消し対象となった額に加算金（年 10.95%の利率）を加えた額を返還させることになる。  
併せて、補助金事務局から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに、当該補助対象者の名称及び不正の内容を公表する。
- ⑤ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法の第 29 条から第 32 条において、刑事罰等を科す旨が規定されている。

一般社団法人キャッシュレス推進協議会

## 目次

1 はじめに .....	5
1.1 事業の目的 .....	5
1.2 用語の定義 .....	5
2 事業概要 .....	6
2.1 事業の目的 .....	6
2.2 補助金名称 .....	6
2.3 事業スキーム .....	6
2.4 補助対象事業者 .....	7
2.5 補助対象事業 .....	7
2.5.1 補助対象となる施策 .....	7
2.5.1.1 施策1（決済サービスの利用） .....	7
2.5.1.2 施策2（健康保険証としての利用申込） .....	7
2.5.1.3 施策3（公金受取口座の登録） .....	7
2.5.2 マイナポイントの付与対象 .....	7
2.5.2.1 施策1（決済サービスの利用）におけるマイナポイントの付与対象 .....	7
2.5.2.2 施策2（健康保険証としての利用申込）におけるマイナポイントの付与対象 .....	8
2.5.2.3 施策3（公金受取口座の登録）におけるマイナポイントの付与対象 .....	8
2.5.3 補助の対象となるマイナポイント付与の方法 .....	8
2.5.3.1 施策1（決済サービスの利用）におけるマイナポイント付与の方法 .....	10
2.5.3.2 施策2（健康保険証としての利用申込）におけるマイナポイント付与の方法 .....	11
2.5.3.3 施策3（公金受取口座の登録）におけるマイナポイント付与の方法 .....	11
2.5.4 本事業におけるマイナポイントの要件 .....	11
2.5.5 マイナポイント付与に対する補助金の算定方法 .....	12
2.5.5.1 補助金算定方法の概要 .....	12
2.5.5.2 失効率等の算定・算出方法 .....	13
2.5.6 本事業期間中におけるポイントルールの変更の禁止 .....	15
2.5.7 マイナポイント付与の内容の明示 .....	16
2.5.8 対象者向けの案内の用意 .....	16
2.5.9 決済事業者が行う広報等における確認事項 .....	17
2.5.10 その他 .....	17
2.6 補助対象経費・補助率 .....	17
2.6.1 補助対象経費 .....	17
2.6.2 補助対象外となる経費 .....	17
2.6.3 補助率 .....	17
2.6.4 マイナポイント申込対象期間 .....	18
2.6.4.1 施策1（決済サービスの利用）におけるマイナポイント申込対象期間 .....	18

2.6.4.2	施策2（健康保険証としての利用申込）におけるマイナポイント申込対象期間.....	18
2.6.4.3	施策3（公金受取口座の登録）におけるマイナポイント申込対象期間.....	18
2.6.5	上限額.....	18
2.7	申請単位・回数.....	18
2.7.1	申請単位.....	18
2.7.2	申請回数.....	18
2.8	補助事業期間.....	19
2.8.1	補助事業開始日.....	19
2.8.2	補助対象となる事業期間.....	19
2.8.3	補助事業完了日.....	19
2.9	事業スケジュール（例）.....	20
補足①	不当な取引と補助金適用範囲の整理.....	22
3	交付申請及び交付決定.....	23
3.1	交付申請の開始日.....	23
3.2	交付申請時の提出書類.....	23
3.3	交付申請の方法.....	24
3.4	コンソーシアム代表申請事業者.....	25
3.4.1	コンソーシアム代表申請事業者が代行できる手続き.....	25
3.5	交付決定前の変更.....	25
3.6	審査.....	25
3.7	交付決定.....	25
4	事業実施方法.....	27
4.1	補助事業の開始.....	27
4.2	計画変更等.....	27
4.3	実施状況の確認.....	27
4.4	概算払.....	27
4.4.1	概算払（付与実績数）の概要.....	28
4.4.2	概算払（申込数）の概要.....	28
4.4.2.1	概算払（申込数）の申請.....	29
4.4.2.2	概算払（申込数）申請の審査.....	29
4.4.2.3	概算払（申込数）における留意事項.....	29
4.5	中間検査.....	30
4.6	補助事業の完了.....	30
4.7	実績報告及び額の確定.....	30
4.8	仕入税額控除.....	30
4.8.1	仕入税額控除の概要.....	30
4.8.2	仕入税額控除の対象.....	30
4.8.3	仕入税額控除の報告.....	30

4.8.4	仕入税額控除の報告対象 .....	31
4.9	補助金の支払 .....	32
4.10	検討委員会及び成果報告会への参加.....	32
4.11	データ提供.....	32
4.12	交付決定の修正又は取消し、補助金の返還、罰則等 .....	32
4.13	個人情報の取扱い .....	33
4.14	決済事業者が発行したポイント等が使用不能になった場合の対応.....	33
4.15	収益納付.....	33
4.16	財務状況報告 .....	33
4.16.1	財務状況報告開始日 .....	33
4.16.2	財務状況報告に必要な証憑.....	34
	更新履歴 .....	35

## 1 はじめに

### 1.1 事業の目的

本公募要領は、一般社団法人キャッシュレス推進協議会が取り扱うマイナポイント第2弾事業（以下、「本事業」という。）における、マイナポイント事業費補助金（マイナポイント付与補助）（以下、「マイナポイント付与補助事業」という。）に関する概要や要件等を記載したものである。

※ 一般社団法人環境共創イニシアチブが取り扱うマイナポイント事業（以下、「マイナポイント第1弾」という。）とは別事業のため、留意すること。

### 1.2 用語の定義

第2弾マイナポイント キャッシュレス決済事業者登録要領（以下、「登録要領」という。）を参照すること。

## 2 事業概要

### 2.1 事業の目的

本事業は、国が指定する要件を満たした場合に、民間キャッシュレス決済サービスにて利用可能なポイントを付与することで、マイナンバーカードの普及、キャッシュレス決済の利用拡大や消費喚起を図りつつ、マイナンバーカードの健康保険証としての利用及び公金受取口座の登録を促進することで、デジタル社会の実現を図ることを目的とする。

実施するポイント付与施策は以下のとおり。

- ・ マイナポイントの申込後、選択したキャッシュレス決済サービスを用いて前払又は物品等の購入を行った消費者に対し、ポイントを付与する（以下、「施策1（決済サービスの利用）」という。）
- ・ 健康保険証としての利用申込を行い、マイナポイントの申込を行った消費者に対し、ポイントを付与する（以下、「施策2（健康保険証としての利用申込）」という。）
- ・ 公金受取口座の登録を行い、マイナポイントの申込を行った消費者に対し、ポイントを付与する（以下、「施策3（公金受取口座の登録）」という。）

### 2.2 補助金名称

マイナポイント事業費補助金（マイナポイント付与補助）

### 2.3 事業スキーム

マイナポイント事業費補助事業は、マイナポイント事業費全体のうち、本事業の実施にあたって、キャッシュレス決済事業者が対象者へマイナポイント付与した経費に対して補助を行う。



## 2.4 補助対象事業者

補助金事務局に登録されたキャッシュレス決済事業者のうち、マイナポイント付与補助事業の交付決定を受けたものを対象とする。

## 2.5 補助対象事業

### 2.5.1 補助対象となる施策

#### 2.5.1.1 施策1（決済サービスの利用）

マイナポイントの申込後、2022年4月1日（金）から2023年9月30日（土）までの間に、選択したキャッシュレス決済サービスを用いて当該申込以降に前払又は物品等の購入を行った消費者（以下、「施策1対象者」という。）に対し、マイナポイントとして、当該サービスで利用可能なポイント等を付与する。

#### 2.5.1.2 施策2（健康保険証としての利用申込）

2023年9月30日（土）までに健康保険証としての利用申込を行い、マイナポイントの申込を行った消費者（以下、「施策2対象者」という。）に対し、マイナポイントとして、当該サービスで利用可能なポイント等を付与する。

#### 2.5.1.3 施策3（公金受取口座の登録）

2023年10月1日（日）までに公金受取口座の登録を行い、2023年9月30日（土）までにマイナポイントの申込を行った消費者（以下、「施策3対象者」という。）に対し、マイナポイントとして、当該サービスで利用可能なポイント等を付与する。

### 2.5.2 マイナポイントの付与対象

キャッシュレス決済事業者は、「マイナポイント第二弾 システム連携仕様書（以下、「システム仕様書」という。）」に基づく方法により、2.5.2.1～2.5.2.3に定める期間までにマイナポイントの申込を受付けたものをマイナポイント付与の対象とする。

※ 原則として、マイナポイントの申込時に選択したキャッシュレス決済サービスを変更することはできない。ただし、補助金事務局が認める場合は除く。

#### 2.5.2.1 施策1（決済サービスの利用）におけるマイナポイントの付与対象

2022年4月1日（金）～2023年9月30日（土）までに受付けたマイナポイントの申込を対象として、当該キャッシュレス決済サービスを提供し、2.5.3.1に定める方法によりマイナポイントを付与する。

施策1対象者は、マイナポイント第1弾でマイナポイントの付与が上限（5,000ポイント）に達していない場合、本事業の施策1にマイナポイント第1弾のポイント付与残高を引継ぎ、当該施策へ継続して参加することができる。この場合、施策1のマイナポイントの申込は不要とする。

### 2.5.2.2 施策2（健康保険証としての利用申込）におけるマイナポイントの付与対象

2022年6月30日（木）～2023年9月30日（土）までに受付けたマイナポイントの申込を対象として、2.5.3.2に定める方法によりマイナポイントを付与する。

ただし、事前にマイナンバーカードを使用した申込検証テストを実施する等、国や補助金事務局が認める場合に限り、当該期間の申込分もマイナポイント申込対象として認める。

なお、施策2でのマイナポイントの申込以前にマイナンバーカードの健康保険証としての利用申込を行っている者は、申込受付期間内にマイナポイントの申込を行うことで、本事業の施策2へ参加することができる。

### 2.5.2.3 施策3（公金受取口座の登録）におけるマイナポイントの付与対象

2022年6月30日（木）～2023年9月30日（土）までに受付けたマイナポイントの申込を対象として、2.5.3.3に定める方法によりマイナポイントを付与する。

ただし、事前にマイナンバーカードを使用した申込検証テストを実施する等、国や補助金事務局が認める場合に限り、当該期間の申込分もマイナポイント申込対象として認める。

なお、施策3でのマイナポイントの申込以前にマイナンバーカードの公金受取口座の登録を行っている者は、受付期間内にマイナポイントの申込を行うことで、本事業の施策3へ参加することができる。また、2023年10月1日（日）までにマイナンバーカードの公金受取口座の登録を行った者に対し、マイナポイントの申込対象として、2.5.3.3に定める方法によりマイナポイントを付与することができる。

## 2.5.3 補助の対象となるマイナポイント付与の方法

補助の対象となるマイナポイント付与の方法は、方法①～④の方法によるものとする。

方法① キャッシュレス決済サービスが前払式支払手段である場合の前払額に応じてマイナポイントを付与する方法

※ 前払分の払戻を資金決済法に則って制限しなければならない。なお、資金決済法第4条に該当する前払式支払手段は、払戻を助長しないための措置を講じていると補助金事務局が認める場合に限り、前払によるマイナポイント付与を認める。

※ クレジットカード等から前払式へのチャージが可能な場合、当該決済に対して2重還元が行われないよう、必要な情報を事務局経由でクレジットカード等の事業者に開示しなければならない。

方法② キャッシュレス決済サービスによる物品等の購入のための決済額（キャッシュレス決済サービスへの前払又は送金の金額はポイント付与の対象から除く）に応じてマイナポイントを付与する方法

※ キャッシュレス決済事業者が対象者との利用規約等において物品等の購入の取消や返品による返金手続を定めている場合、返金された部分については、マイナポイントを付与しないよう

に制限しなければならない。

※ クレジットカード等を精算手段として紐づけて決済が可能な場合、クレジットカード等を紐づけた決済分は、マイナポイントを付与しないように制限しなければならない。

※ 上記が対応できない場合、当該決済に対して2重還元が行われないよう、必要な情報を事務局経由でクレジットカード等の事業者の開示しなければならない。

※ クレジットカード等の事業者は、方法①でのチャージ分も含め、事務局からの開示情報を基に、2重還元を行わないように制限しなければならない（ただし、事業期間内の制限取引以外で20,000円以上の決済が確認できる場合は、制限取引を個別に対象外とする必要はない。）。

※ ポイント等を発行し、当該ポイント等相当額を金融口座からの引落金額と相殺する方法又はポイント等相当額を金融口座に入金する方法も可とする（以下、「請求相殺」という。）。ただし、ポイント等相当額を対象者の口座に付与するのは、付与するポイント等相当額が対象者の引落金額を上回る場合の差額分に限る。

方法③ 前払又は購入にかかわらず、直接的に付与するポイント等を発行し、キャッシュレス決済サービス等で利用可能なポイント等をマイナポイントとして付与する方法

※ ポイント等を発行し、当該ポイント等相当額を金融口座からの引落金額と相殺する方法又はポイント等相当額を金融口座に入金する方法も可とする。ただし、ポイント等相当額を対象者の口座に付与するのは、付与するポイント等相当額が対象者の引落金額を上回る場合の差額分に限る。

方法④ その他一定の経済的利益を受ける権利を対象者に付与する方法として認められる方法

#### 【方法①～④において共通する細則】

※ マイナポイント付与の対象日が当該対象者のマイナポイント申込日より遅くなる場合には、対象者及び補助金事務局にその旨を明示すること。

※ 原則、一つのキャッシュレス決済サービスは、一つのポイントのみマイナポイントとして付与できる。

（例）× ○○ペイによる購入時、AポイントとBポイントに分割してポイントを付与

× マイナポイント申込時、対象者に複数のポイントから付与を受けるポイントを選択させる

※ キャッシュレス決済サービスを複数のポイント付与方法に対応させる場合、それぞれを別のキャッシュレス決済サービスとして登録申請すること。この場合においても、対象者はいずれかの方法のキャッシュレス決済サービスを選択し、選択後の変更は原則認められないことに留意すること。

（例）○○ペイについて方法①、②に対応する場合は、○○ペイ（前払時にポイント付与）と○○ペイ（決済時にポイント付与）として、別のキャッシュレス決済サービスとして申請を行う。

### 2.5.3.1 施策1（決済サービスの利用）におけるマイナポイント付与の方法

施策1では、方法①、②、④によりマイナポイントの付与を行うものとする。

※ マイナポイント付与の対象となるのは、施策1対象者のマイナポイント申込日又は2022年4月1日（金）のいずれか遅い日から、2023年9月30日（土）まで（以下、「申込対象期間」という。）の前払又は決済により、2023年12月31日（日）までに付与されたポイントとする。ただし、マイナポイント第1弾に参加しているキャッシュレス決済事業者に限り、前払又は決済日が以下の理由により切り分けられない場合は、補助金事務局に個別相談のうえ、2022年3月31日（木）以前の前払又は決済に対しても付与対象として認める。

- 前払又は物品等の購入のポイント付与集計期間が2022年3月と2022年4月をまたぐ場合  
（例）ポイント付与集計期間が2022年3月15日～2022年4月14日
- 2022年1月から2022年3月にポイント付与対象の前払又は物品等の購入を行っているものの、ポイント付与最小決済単位の達成が、2022年4月以降となる場合  
（例）最小決済単位が20,000円で、2022年3月末時点で15,000円しか決済を行っていない
- キャッシュレス決済事業者の帰責ではない理由で、2022年3月以前の前払又は物品等の購入の決済データの連携が遅れ、2022年4月以降の決済として扱われた場合
- その他、補助金事務局が適当と認めた場合

※ マイナポイントの付与は、マイナポイント付与の対象となる前払又は決済の日以後で、単一又は複数の前払又は決済の合計値が、付与の対象となる最小単体に達した日が含まれる期間の当該決済事業者が定める集計期間の締め日（以下、「締め日」という。）から原則として2ヵ月以内の範囲で、キャッシュレス決済事業者が任意にポイントの付与単位や一定の期間を設定して行う（同一キャッシュレスサービスで当該ポイントの付与単位や当該期間を複数設定することは不可とする。）。ただし、施策2、3の開始に伴うマイキープラットフォームのシステム切替までにシステム開発が間に合わない場合又は補助金事務局が認める場合はこの限りではない。

※ 「前払額に応じて」、「決済額に応じて」とは、キャッシュレス決済事業者において、付与の対象となる20,000円以下となる最小単位を任意に設定し、申込対象期間内の一又は複数の前払又は決済の合計に対して25%を下回らない額を付与する（同一キャッシュレスサービスで当該最小単位を複数設定することは不可とする。）。

（例）1,000円単位の前払にポイントを付与する場合で、申込対象期間内の決済額が8,500円の時  
× 8,500円【2,000ポイント】→ 最終8,000円【2,000ポイント】（ポイントが8,500円の25%未満）

○ 8,500円【2,000ポイント】+ 後日調整【125ポイント】→ 最終8,500円【2,125ポイント】

（対象期間内の決済額が20,000円未満の場合は、最小単体に満たない決済額について補正）

ただし、最小単位を設定しない（最小単位=1円）場合で、付与ごとに発生した1ポイント未満のポイントを切り捨てた結果、付与したポイントの合計が前払額又は決済額の合計の25%に満たなくても可（実際に付与した額が補助対象。施策1対象者からの問い合わせ等にはキャッシュレス決済事業者の責任で対応すること。）。

※ 施策1において、5,000円相当を超えてマイナポイントを付与することはできない。

### 2.5.3.2 施策2（健康保険証としての利用申込）におけるマイナポイント付与の方法

施策2では、方法③又は④によりマイナポイントの付与を行うものとする。

- ※ マイナポイント付与の対象となるのは、施策2対象者のマイナポイント申込日又は2022年6月30日（木）のいずれか遅い日から、2023年9月30日（土）までの健康保険証としての利用申込により、2023年12月31日（日）までに付与されたポイントとする。ただし、事前にマイナンバーカードを使用した申込検証テストを実施する等、国や補助金事務局が認める場合に限り、当該期間の申込分もマイナポイント申込対象として認める。
- ※ マイナポイントの付与は、原則として、施策2におけるマイナポイント申込日が含まれる期間の締め日から2カ月以内の範囲で、キャッシュレス決済事業者が任意にポイントの付与単位や一定の期間を設定して行う（同一キャッシュレスサービスで当該ポイントの付与単位や当該期間を複数設定することは不可とする。）。ただし、施策2、3の開始に伴うマイキープラットフォームのシステム切替までにシステム開発が間に合わない場合又は補助金事務局が認める場合はこの限りではない。
- ※ 施策2において、7,500円相当を超えてマイナポイントを付与することはできない。

### 2.5.3.3 施策3（公金受取口座の登録）におけるマイナポイント付与の方法

施策3では、方法③又は④によりマイナポイントの付与を行うものとする。

- ※ マイナポイント付与の対象となるのは、施策3対象者のマイナポイント申込日又は2022年6月30日（木）のいずれか遅い日から、2023年9月30日（土）までの公金受取口座の登録により、2023年12月31日（日）までに付与されたポイントとする。ただし、事前にマイナンバーカードを使用した申込検証テストを実施する等、国や補助金事務局が認める場合に限り、当該期間の申込分もマイナポイント申込対象として認める。
- ※ マイナポイントの付与は、原則として、施策3におけるマイナポイント申込日及びマイナポイント付与の対象となる公金受取口座の登録完了日のうちいずれか遅い日が含まれる期間の締め日から2カ月以内の範囲で、キャッシュレス決済事業者が任意にポイントの付与単位や一定の期間を設定して行う（同一キャッシュレスサービスで当該ポイントの付与単位や当該期間を複数設定することは不可とする。）。ただし、施策2、3の開始に伴うマイキープラットフォームのシステム切替までにシステム開発が間に合わない場合又は補助金事務局が認める場合はこの限りではない。
- ※ 施策3において、7,500円相当を超えてマイナポイントを付与することはできない。

## 2.5.4 本事業におけるマイナポイントの要件

マイナポイントは、全国的又は地域的に幅広く利用可能なものであり、かつ、以下に該当しなければならない。

- ・ 本事業の対象となるキャッシュレス決済サービスと併せて又は単独で、幅広く物品等の購入の決済時に電子的に日本円で換算可能な利用ができるもの、その他これに類するものとして補助金事務局が認めるもの。ただし、主に特定商取引に利用されるものとして補助金事務局が認めるキャッシュレス決済サービスは対象外とする。

※ 上記ポイント等への等価での直接の交換ができるもの（日本銀行券での給付、その他いわゆる直接的なキャッシュバックと認められるものは除く。このポイントを以下、「中間ポイント」という。）を含む。ただし、施策1では5,000円相当のポイント等に、施策2、3では7,500円相当のポイント等に交換できることが、交換レートにおいて明らかでなければならない。なお、補助金の算定において必要となる失効率の計算にあたっては、交換される前のポイントの失効率を基に算出すること。ただし、ポイントの交換方法によっては、補助金事務局が個別に失効率の算出方法を指示する場合があります。

- ・ 付与されてから失効するまで少なくとも3ヵ月以上の期間が設定されていること（マイナポイントが中間ポイントである場合には、中間ポイント及び中間ポイントから交換したポイントのいずれについても適用する。2.5.6及び2.5.10について同じ。）。

## 2.5.5 マイナポイント付与に対する補助金の算定方法

### 2.5.5.1 補助金算定方法の概要

マイナポイント付与による補助金額の算定については、キャッシュレス決済事業者単位で算出した「ポイントの発行数」及び「ポイントの失効率」を基に算定することとし、原則として、以下の算定式によることとする。

$$\text{補助金額} = \text{①ポイント単価} \times \text{②期間中のポイント発行数} \times (1 - \text{③ポイント失効率})$$

#### ① ポイント単価

2.5.4に記載したマイナポイントの要件による1単位のポイント金額換算価値をポイント単価とする。

#### ② 期間中のポイント発行数

期間中のポイント発行数は、マイナポイント付与を申込んだキャッシュレス決済サービスを用いて当該対象者が行った前払額又は決済額、健康保険証としての利用申込数及び公金受取口座の登録数に応じて、キャッシュレス決済事業者が発行した総ポイント数とする。

#### ③ ポイント失効率

ポイント失効率は2.5.5.2に記載の方法により算定する。算定方法の詳細は「マイナポイント失効率の算定手順書」及び「マイナポイント事業における失効率申告書」を確認すること。

※ 失効率の算定にあたっては、その計算根拠となる「マイナポイント事業における失効率申告書」の提出を求める。

※ マイナポイント付与補助事業の交付申請時点で失効率が提出できない場合、後日の提出でも可とする。後日提出の場合、交付申請時点では3.2の6に定める「独立業務実施者の合意された手続実施結果報告書の提出に係る宣誓書」に失効率の提出時期を明記したうえで申請すること。

※ ポイント失効率が確定するまで、原則として概算払請求は認めない。また、確定した失効率は原則として変更することはできない。

#### 2.5.5.2 失効率等の算定・算出方法

マイナポイント付与補助事業におけるポイント失効率は、以下の方法で算定する。付与するポイントの種類が1 キャッシュレス決済事業者に複数ある場合、登録するポイントの種類ごとに失効率を算定すること。

なお、有効期限を有さない前払式支払手段又は資金に該当する場合や、請求相殺によるポイント付与の場合、ポイント失効率は0%とする。

また、本事業期間中に発行したポイントの利用状況等について精緻に計測が可能である場合、事前に補助金事務局へ個別相談のうえ、補助金事務局が合理的かつ実施可能と認めたときに限り（例：本事業期間内に発行した全てのポイントが失効し、その利用実績を算出できる場合）、キャッシュレス決済事業者の提案する方法で算出した利用実績を補助対象とすることができる（この算出方法を使用して算定されるポイントを以下、「専用ポイント」という。）。

失効率の算定は、2022年3月31日（木）を起算日とし、起算日又は2022年3月31日（木）以前の直近決算日のいずれかを基準日とすること。

また、補助金事務局から必要に応じて、以下①に記載する確認書類以外の書類提出を求める場合がある。

##### ① ポイントの利用実績が基準日時点で6ヵ月以上ある場合

付与するポイントの発行元によって算定式が異なる。なお、過去のキャンペーンで付与した期間限定ポイント等、マイナポイント付与補助事業で付与されるポイントと明らかに有効期限が異なるポイントは含まずに算出する。

##### ①-1 付与するポイントの発行元が自社又はグループ会社の場合

**【会計上ポイントの失効率を算出しており、公認会計士等による会計監査を受けている場合】**

マイナポイント付与補助事業の算定式によらず、会計監査を受けた会計上の失効率を使用できる。なお、申請された失効率が会計監査を受けた会計上の失効率であるかどうか、会計監査を実施した公認会計士等の確認を求めることとし、合意された手続実施結果報告書に基づいた確認書類の提出を求める。ここでいう会計監査とは、金融商品取引法第193条の2第1項、同第2項に基づく監査、会社法第327条、同第328条に基づく監査、法定監査以外の会社等の財務諸表の監査（任意監査）を指す。

※ 会計上の失効率の算定過程における端数処理等については、各決済事業者における会計上の失効率算定ルールが優先される。

【公認会計士等による会計監査を受けていない場合、又は会計上ポイントの失効率を算出していない場合】

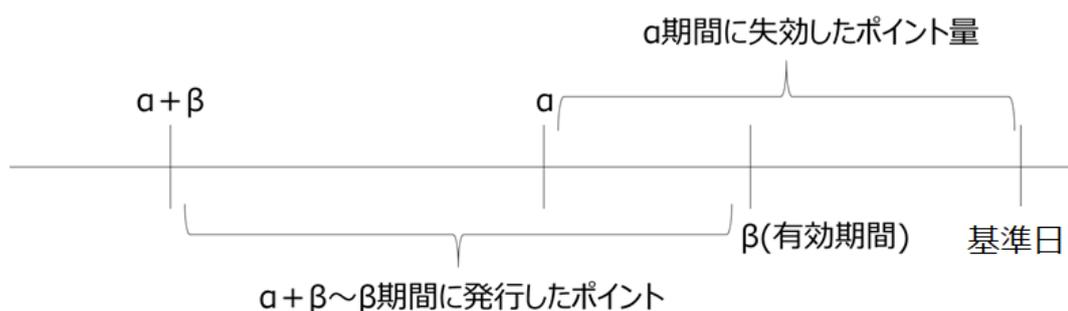
以下で指定する算定方法（以下、「指定算出式」という。）により失効率の算出を求める。なお、算出結果がポイント管理に利用されるデータに基づき算定されたものであるかどうか、公認会計士等の確認を求めることとし、合意された手続実施結果報告書に基づいた確認書類の提出を求める。合意された手続実施結果報告書で算出された失効率とキャッシュレス決済事業者が会計処理時に用いている失効率に差があると補助金事務局が判断する場合には、会計処理時の失効率提出を求める場合がある。また、各事業者がポイントの利用実績を「金額」で管理している場合は、失効率等は「金額」に基づいて算定することとする。

失効率 = 「過去 $\alpha$ 年間」に実際に失効したポイント数 / 「過去 $\alpha + \beta \sim \beta$ 年前」に発行したポイント数

$\alpha$  = ポイント有効期間（ $\beta$ ）が2年以下の場合、2とする

ポイント有効期間（ $\beta$ ）が2年より大きい場合、3とする

$\beta$  = ポイント有効期間（有効期限がないポイントの場合、3とする）



※ 利用状況に応じてポイント有効期間の延長がされる場合、ポイント有効期間は無期限とは捉えず、延長前に設定されていた一定の期日までの期間をポイント有効期間とみなす。

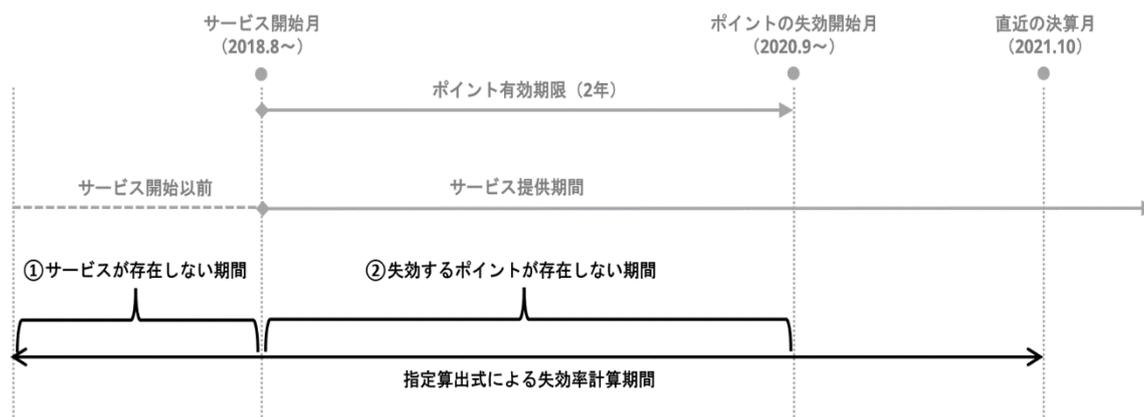
（例）ポイント有効期間が最終利用日から1年の場合、 $\beta=1$ とする。

※ 「過去 $\alpha$ 年間」に実際に失効したポイント数、「過去 $\alpha + \beta \sim \beta$ 年前」に発行したポイント数の実績データが存在しない等により失効率の算定ができない場合、原則としてポイント失効率は8%とする。ただし、「ポイント発行開始後に対象者に利用されたポイント数 / ポイント発行開始からのポイント総発行数」（以下、「ポイント利用率」という。）を用いて、（ポイント単価 × 期間中のポイント発行数 × ポイント利用率）により補助金額を算定することも可とする。

※ （例）ポイント失効率により補助金の算定ができない場合

【参考条件】

- ・直近の決算月：2021年10月
- ・ポイントサービスを開始した年月：2018年8月
- ・ポイントの有効期間：2年間
- ・ポイントの失効開始年月：2020年9月



- ・ 上記の場合、指定算出式による失効率計算期間内に失効率の計算ができない期間（①及び②）が含まれているため、指定算出式による失効率の算定ができない
- ・ ①の期間は、ポイントサービス開始以前の期間であるため、失効のデータが存在しない
- ・ ②の期間は、サービス開始後に最初のポイント失効日を迎える日以前の期間であるため、（対象者のサービス退会等による失効を除き）失効するポイントが存在しない

#### ①-2 付与するポイントの発行元が他社の場合

キャッシュレス決済事業者が他社からポイントを購入する際の取引金額に失効率が含まれている場合は、取引精算額を補助対象とする。ただし、キャッシュレス決済事業者において、契約書、ポイント制度単価と取引単価の比較表、請求書等、取引金額に失効率が含まれていることを証明できる証拠を提出でき、補助金事務局が内容について適当と認める場合に限る。取引単価や取引精算額に手数料や運営経費等が含まれている場合、当該部分については補助対象外とする。

取引金額に失効率が含まれていない場合や、証拠により取引金額に失効率が含まれていることの証明ができない場合は、ポイント発行元他社の会計上の失効率又はポイント発行元他社のデータを用いて、指定算出式により算出された失効率を算定する。具体的な算定方法は、①-1と同様とする。ポイント発行元他社において会計監査を受けており、当該付与ポイントの失効率を算出している場合は、指定算出式によらず、会計監査を受けた会計上の失効率を使用できる。

#### ② ポイントの利用実績が基準日時点で6カ月未満の場合

ポイント失効率は8%とする。

なお、8%とキャッシュレス決済事業者が実際の会計処理時に用いている失効率等に差があると補助金事務局が判断する場合には、会計処理時の失効率の提出等を求める場合がある。

### 2.5.6 本事業期間中におけるポイントルールの変更の禁止

ポイント単価及び失効率に影響を与える又は付与を受けた対象者が著しい不利益を被るようなルール変更は、補助金支給額の妥当性と本事業の公平性を維持できないことから、2023年12月31日（日）まで原則認めないこととする。ポイント単価又は失効率に関係のない改訂（ポイントと商品を交換する際の

対象物品を追加する等)であっても、事前に補助金事務局へ申し出ること。なお、他社が発行するポイントを付与する際には、当該発行事業者とキャッシュレス決済事業者間において同様の変更を行わないこととの取り決めに締結すること。

## 2.5.7 マイナポイント付与の内容の明示

キャッシュレス決済事業者は、対象者の前払額又は決済額の合計と 20,000 円の差額及び各施策のマイナポイントの付与状況等について、対象者への通知、対象者が閲覧できる履歴の表示、対象者からの個別の問合せへの対応等のうちの少なくとも一つの方法により、対象者にマイナポイントの付与状況を説明できる体制を整えること。

## 2.5.8 対象者向けの案内の用意

キャッシュレス決済事業者は、提供するキャッシュレス決済サービスや実施するマイナポイント付与の内容を対象者に示すため、以下の事項を可能な限り含んだ特設ページや説明文等を用意し、交付申請の際に補助金事務局に対して提示しなければならない（交付申請時は案文等でも可。）。

●：全事業者 ○：該当する事業者

区分	項目	対象者	備考
マイナポイント制度情報	マイナポイント制度概要	●	
	実施期間	●	
決済サービス情報	サービス名称	●	
	利用可能店舗	●	
	申込方法（入会費等）	●	無料の場合はその旨を明記すること
	申込可能店舗	○	手法 C の場合に必須
	利用方法（年会費等）	●	無料の場合はその旨を明記すること
	サービス利用規約	●	
	対応券面（マイナポイント付与対象のカードを判別可能な情報）	○	クレジットカードの場合に必要
マイナポイント情報	マイナポイントの申込方法	●	申込手法が記載された外部の HP 等への誘導も可
	ポイントの付与対象となる取引	●	
	マイナポイントの付与率	●	
	マイナポイント付与の上限額	●	
	マイナポイントの付与方法	●	施策 1、施策 2、施策 3 ごとに明記すること
	消費者への還元先	●	例：○○カード、○○ウォレット等
	集計期間・還元期間	●	
	マイナポイントの確認方法	●	例：明細の見方
	マイナポイントの有効期限	●	
	退会等により決済利用が見込めなくなったマイナポイントの取扱	●	
	マイナポイント付与に係る特約	○	例：ポイントの付与対象外取引がある場合等
	中間ポイントの等価交換先	○	中間ポイントの場合に必要
問い合わせ情報	電話番号	●	
	受付期間	●	

## 2.5.9 決済事業者が行う広報等における確認事項

キャッシュレス決済事業者は、対象者に向けた広報等の活動について、「マイナポイント第2弾広報ガイドライン」を確認し、それに従うこと。また、対象者に向けたマイナポイント予約・申込支援等を行う場合には、「第2弾マイナポイント マイナポイント手続サポーター申請要領」にて定める内容に則して登録を行った上で、支援等を実施するものとする。

## 2.5.10 その他

マイナポイント付与の補助額を算定する際に利用する有効期限や利用方法は、原則として各キャッシュレス決済事業者の既存のポイントプログラムに準ずることとするが、以下のようなポイントプログラムの内容については、事前に補助金事務局への報告を行うものとする。

- ① ポイント発行数の算出の際に、一定の額を切り捨てて算出する場合
- ② マイナポイント付与にあたり、キャッシュレス決済サービスの利用に用いるアカウントと異なるアカウント登録が必要な場合
- ③ 本事業のために、特別なルール（有効期限や利用方法等）を定める場合 等

## 2.6 補助対象経費・補助率

### 2.6.1 補助対象経費

キャッシュレス決済事業者が、マイナポイント付与期間中の補助対象となる取引について行うマイナポイント付与に対して2.5.5に記載の方法により算出された金額を、補助対象経費とする。

### 2.6.2 補助対象外となる経費

以下の経費については、補助対象外とする。

- ・ 決済事業者ポータル上の「マイナポイント事業の同意事項規約」に掲載の「不当な取引への対応に関して決済事業者が遵守すべき事項」第二条2項に定める取引（第二条2項三に該当する場合を除く）に対するマイナポイント相当額（詳細は補足①を参照）
- ・ その他、補助金事務局が補助対象外と判断した経費

#### 【他の補助金との重複】

本補助金と国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金、及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の併用はできない。税制優遇や国からの補助金ではない地方自治体等の補助金との併用可否については、それぞれの担当窓口問合せること。

### 2.6.3 補助率

10/10 以内

※ 2.5.5（マイナポイント付与に対する補助金の算定方法）を参照。

## 2.6.4 マイナポイント申込対象期間

### 2.6.4.1 施策1（決済サービスの利用）におけるマイナポイント申込対象期間

2022年4月1日（金）～2023年9月30日（土）

### 2.6.4.2 施策2（健康保険証としての利用申込）におけるマイナポイント申込対象期間

2022年6月30日（木）～2023年9月30日（土）

※ ただし、事前にマイナンバーカードを使用した申込検証テストを実施する等、国や補助金事務局が認める場合に限り、当該期間の申込分もマイナポイント申込対象として認める。

### 2.6.4.3 施策3（公金受取口座の登録）におけるマイナポイント申込対象期間

2022年6月30日（木）～2023年9月30日（土）

※ ただし、事前にマイナンバーカードを使用した申込検証テストを実施する等、国や補助金事務局が認める場合に限り、当該期間の申込分もマイナポイント申込対象として認める。

## 2.6.5 上限額

施策1では1マイキーIDあたり5,000円相当に失効率を乗じた値を上限とし、施策2及び施策3では1マイキーIDあたり7,500円相当に失効率を乗じた値を上限とする。

## 2.7 申請単位・回数

### 2.7.1 申請単位

キャッシュレス決済事業者は、マイナポイント付与補助事業の事業期間中において見込補助対象額を概算のうえ一括して交付申請を行う。なお、事業実施の途中で、見込補助対象額に変更が必要となった際は、4.2に規定する計画変更の手続きをとるものとする。

登録要項で定めるコンソーシアム代表申請事業者として登録したキャッシュレス決済事業者は、本制度における複数のキャッシュレス決済事業者を代表して、交付申請を取りまとめて実施することができる。

### 2.7.2 申請回数

キャッシュレス決済事業者は、マイナポイント付与補助事業の事業期間中において原則1回のみ交付の申請をすることができる。

ただし、コンソーシアム代表申請事業者として登録するキャッシュレス決済事業者がコンソーシアム代表申請事業者として登録した決済サービス以外に、別の決済サービスをキャッシュレス決済事業者として登録している場合は、マイナポイント付与補助事業についても別途の交付申請をすることができる。

なお、事業実施の途中で、事業内容に変更が生じた際は、4.2に規定する計画変更の手続きをとるものとする。

## 2.8 補助事業期間

### 2.8.1 補助事業開始日

補助事業の開始日は、キャッシュレス決済事業者がマイナポイント付与補助事業の交付決定を受けた後に、マイナポイントの申込受付を開始した日とする。

- ※ 2022年4月1日（金）～補助金事務局が別途指定する日の範囲（最終期日は原則2022年12月31日（土）とする。）で、マイナポイントの申込受付を開始すること。

### 2.8.2 補助対象となる事業期間

2022年4月1日（金）又は本補助金の交付決定日のいずれか遅い日～2023年12月31日（日）

- ※ マイナポイント付与補助事業においては、原則として、上記期間中のうち施策1、施策2、施策3に対するポイント付与実績を実績報告の対象とする。
- ※ ただし、対象の決済期間が複数月間にまたがる等の事由が発生する場合は、事務局指定の期間にて報告を行うこと。  
（例）ポイント付与対象の決済集計締日が月末ではない場合 等
- ※ 事業期間内の途中でマイナポイントの申込受付を終了したキャッシュレス決済事業者は、原則として再度申込受付を実施することはできない。

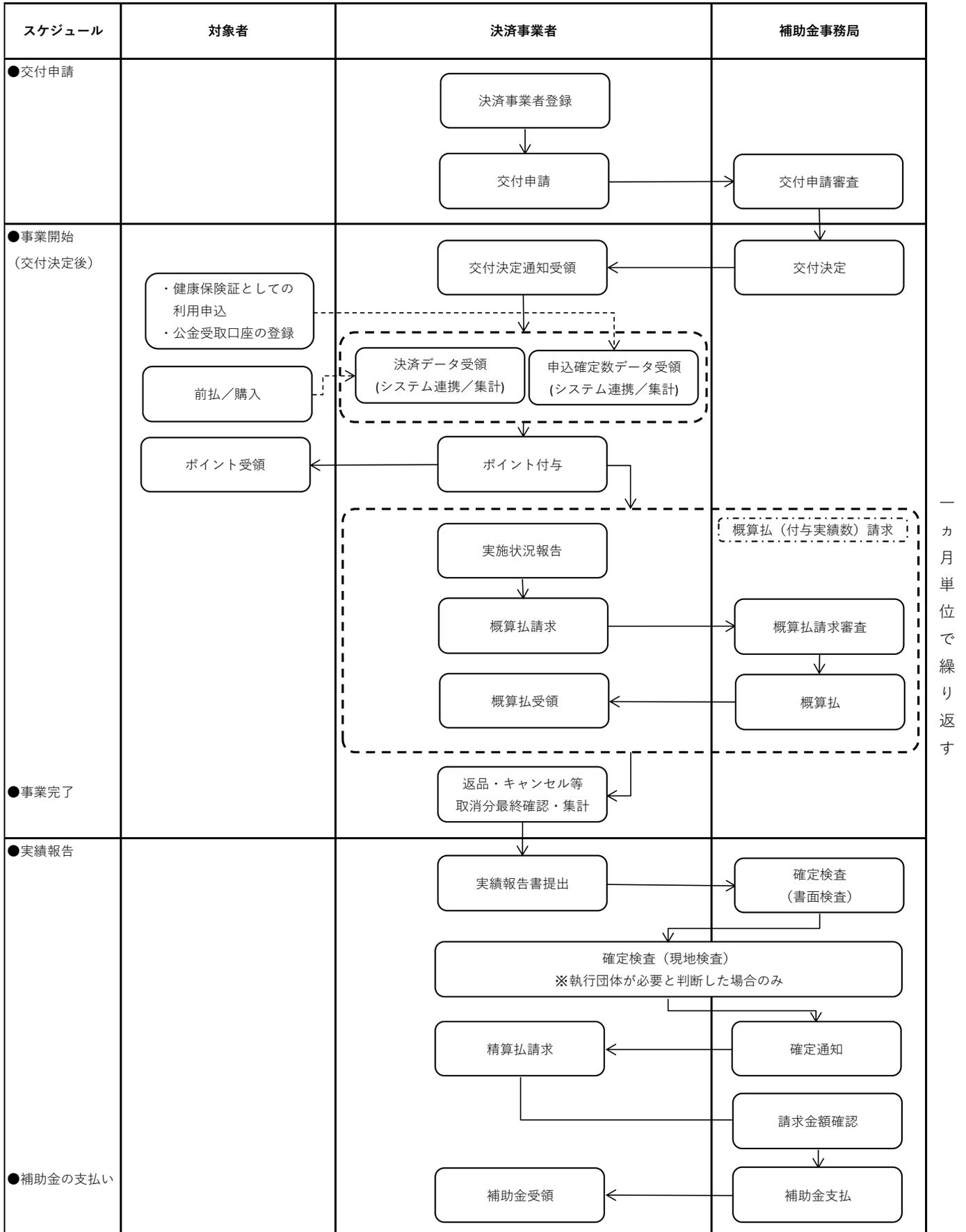
### 2.8.3 補助事業完了日

補助事業の完了日は、最終ポイント付与日以降に行う決済サービス別の実施状況報告を提出した日のうち、最も遅い日とする。マイナポイント付与補助事業の最も遅い補助事業完了日は、2024年1月31日（水）とする。申請時の補助事業完了予定日は厳守のこと。遅延した場合、補助対象とならない場合がある。補助事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかに補助金事務局に連絡すること。

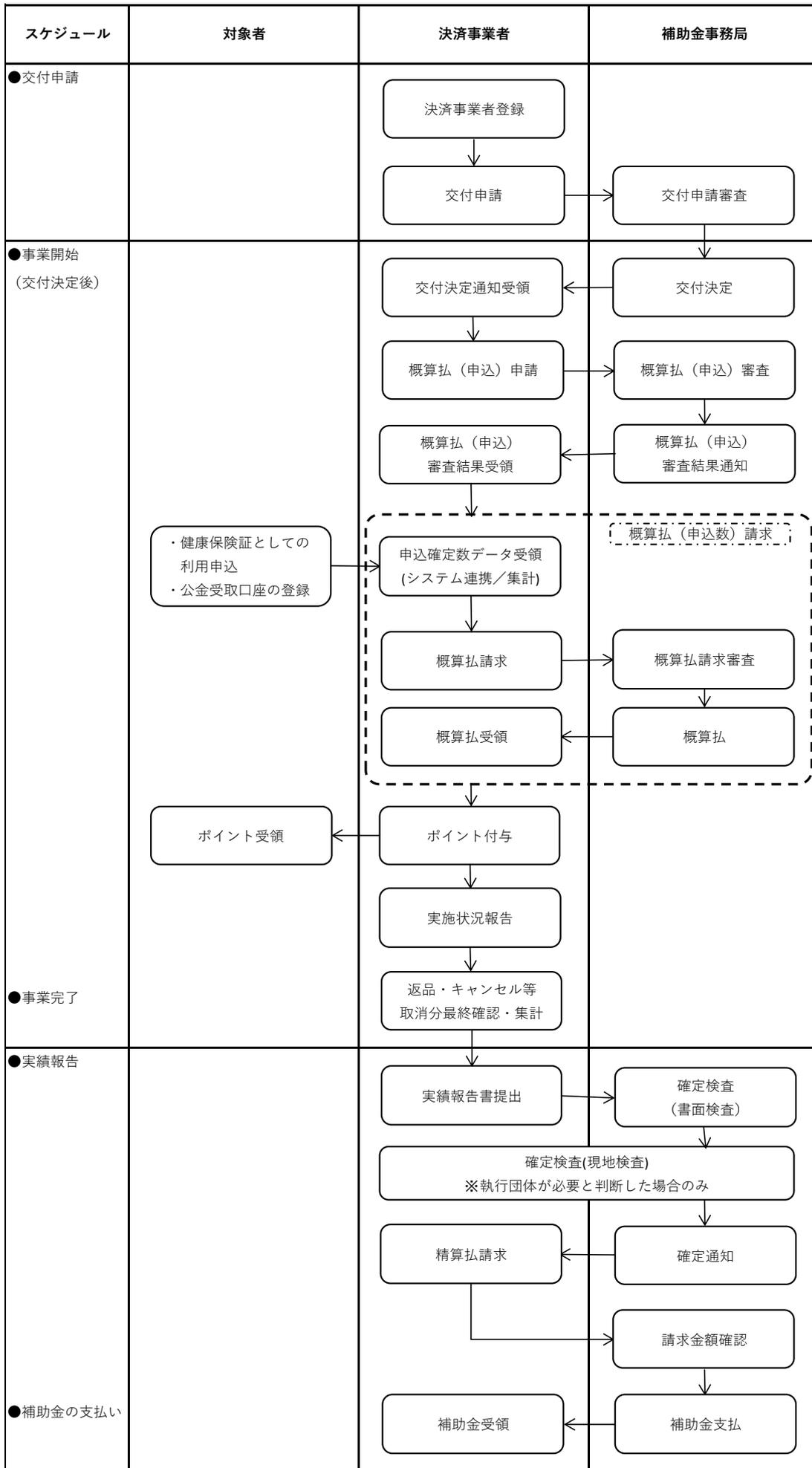
- ※ 補助事業者は、補助事業完了日から、30日以内又は補助金事務局が別途定める日のいずれか早い日までに、「令和3年度 マイナポイント事業費補助金（マイナポイント付与補助事業）交付規程」（以下、「交付規程」という。）に定める実績報告書を提出しなければ補助金の交付を受けることができない。

## 2.9 事業スケジュール（例）

図① 施策1～3を4.4.1に定める概算払にて実施した場合の事業スケジュール（例）



図② 施策2、3を4.4.2に定める概算払にて実施した場合の事業スケジュール（例）



二週間単位で繰り返す

補足① 不当な取引と補助金適用範囲の整理

不当な取引が発生した場合等の、補助金の返還範囲は以下の通りとする。

No	ケース	不当かどうか	ポイント	減算処理 (取戻し)	本人への 権利の戻し※1	補助金 支払の 有無	備考	
1	紐づける決済手段を間違えた	不当ではない	付与済	使用済 未使用	不要	無	有	-
			未付与	-	-	有	有	紐づけ解除電文受領後に付与されたポイント分は補助金対象外 正規ユーザに未付与のポイントの権利等を引き継ぐ場合のみ補助金の支払はあり
2	紐づけた物理的な決済手段を紛失した／盗難された	不当ではない	付与済	使用済 未使用	不要	無	有	-
			未付与	-	-	有	有	新規 IC カードにユーザ情報や未付与のポイントの権利等を引き継ぐ場合のみ補助金の支払はあり
3	自分の決済手段に他人の権利が紐づけられた	不当ではない	付与済	使用済 未使用	必要	有 ※3	有	間違えて紐づけられた人が申告している ので原則、減算が必要 ただし、減算処理できなかったポイントは付与される
			未付与	-	-	有	有	正規ユーザの取引の場合のみ補助金支払はあり
4	第三者に決済手段を利用された※2	不当	付与済	使用済 未使用	事業者判断	有	無	当該取引への補助金は支払われないため、 取り戻すかどうかは決済事業者判断
			未付与	-	-	有	有	正規ユーザの取引の場合のみ補助金支払はあり
5	第三者にマイナポイントを利用された※2	不当	付与済	使用済 未使用	事業者判断	有	無	当該取引への補助金は支払われないため、 取り戻すかどうかは決済事業者判断
			未付与	-	-	有	無	正規ユーザがポイントを利用できることを確認できた場合のみ補助金の支払はあり
6	循環決済や架空取引等、実態を伴わない取引を実施した	不当	付与済	使用済 未使用	事業者判断	有	無	当該取引への補助金は支払われないため、 取り戻すかどうかは決済事業者判断
			未付与	-	-	有	有	当該取引以外の通常の取引の場合のみ
7	単一決済でポイントを多重に取得した	不当	付与済	使用済 未使用	事業者判断	有	無 ※4	(本来ポイント付与しない整理になっている事業者に対して) 当該取引への補助金は支払われないため、取り戻すかどうかは決済事業者判断 本来ポイントを付与される取引については通常通りポイントが付与し補助金がでる
			未付与	-	-	有	有	補助金支払対象の取引にのみ補助金支払はあり
8	ユーザーステータスが条件未済の状況に戻った	不当	付与済	使用済 未使用	事業者判断	有	無	-
			未付与	-	-	有	有	当該取引以外の通常の取引の場合のみ
9	不当なマイナポイントの権利が発行された	不当	付与済	使用済 未使用	事業者判断	有	無	-
			未付与	-	-	有	有	正規ユーザがポイントを利用できることを確認できた場合のみ補助金の支払はあり

※1 「本人への権利の戻し」とは、付与されたポイントを移管するのではなく、ポイントの権利を本人に戻すかどうかを指す。ポイントの権利を本人に戻した後での、正規ユーザによる通常の取引は補助金の対象となる。

※2 物理的な決済手段・ポイントカードの盗難を含まない

※3 取戻せた分のみ

※4 本来ポイントを付与しない整理になっている事業者には無し

### 3 交付申請及び交付決定

#### 3.1 交付申請の開始日

2022年3月7日（月）

#### 3.2 交付申請時の提出書類

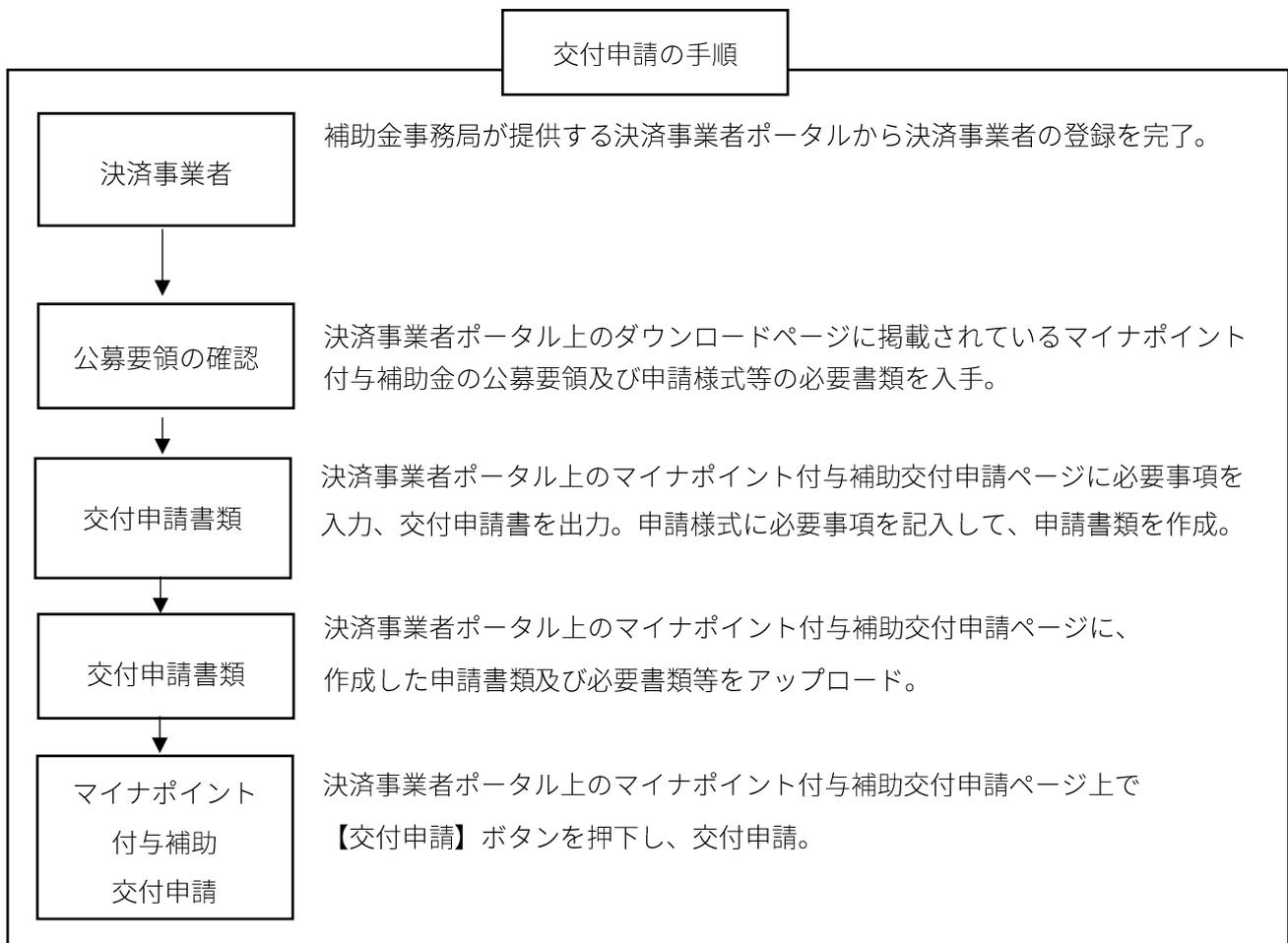
●全事業者 ○該当する事業者

No	書類名称	様式	提出する単位	形式	提出有無	備考
1	事業計画書	指定 (別紙1)	申請ごと	Excel	●	・期間中のポイント発行予定数を記載
2	対象者への告知及びポイント付与方法等について説明する補足資料	自由	サービスごと	PDF	○	・特設WEBサイト記載項目となっている対象者への告知及びポイント付与方法が記載されたパンフレットや説明資料等 ・登録申請時の提出書類に上記内容が記載済の場合は提出不要
3	ポイント単価を説明する補足資料	自由	サービスごと	PDF	○	・1ポイントあたりの円換算価値を説明する資料等 ・登録申請時の提出書類に上記内容が記載済の場合は提出不要
4	ポイント実績データが確認できる資料	自由	サービスごと	PDF	○	・ポイント失効率に用いる過去ポイント利用実績を確認できる書類 ※過去の実績データが無い場合は提出不要 ・専用ポイントの場合は実績値を用いるため、交付申請時には提出不要
5-1	マイナポイント事業における失効率申告書	指定	サービスごと	PDF	○	・会計監査を受けた会計上のポイント失効率を使用する場合又は指定算出式により失効率を算出する場合は必須 ・専用ポイントの場合は本事業期間中に付与したポイントの実績データを用いるため、提出不要
5-2	独立業務実施者の合意された手続実施結果報告書	指定	サービスごと	PDF	○	
5-3	監査報告書	自由	サービスごと	PDF	○	・会計監査を受けた会計上のポイント失効率を使用する場合のみ必須
5-4	財務諸表及び試算表	自由	サービスごと	PDF	○	・会計監査を受けた会計上のポイント失効率を使用する場合のみ必須
5-5	他社ポイント購入の取引金額に失効率が含まれていることが確認できる資料	自由	サービスごと	PDF	○	・取引金額に失効率が含まれていることが証明できる契約書や、ポイント制度単価と取引単価の比較表、請求書等 ・付与するポイントの発行元が他社で、取引精算額を補助対象とする場合のみ必須
6	独立業務実施者の合意された手続実施結果報告書の提出に係る宣誓書	指定	サービスごと	PDF	○	・会計監査を受けた会計上のポイント失効率を使用する場合又は指定算出式により失効率を算出する場合に該当し、交付申請時に5-1～5-4が提出できない場合のみ必須

No	書類名称	様式	提出する単位	形式	提出有無	備考
7	ポイント等失効率・利用率に係る実績が存在しないこと理由書	指定	サービスごと	PDF	○	・失効率が0%又は指定失効率8%となる場合のみ必須
8	手続代行申請書	指定 (様式第12)	サービスごと	PDF	○	・コンソーシアムに参加するキャッシュレス決済事業者のみ必須

### 3.3 交付申請の方法

マイナポイント付与補助事業の申請は、補助金事務局が提供する決済事業者ポータルに必要情報を登録することによって行う。補助金事務局は、登録された情報をもとに補助金の交付申請の審査を実施し、交付決定を行う。



※ 法人登記単位での受付を行うこととし、同一法人による重複登録は認めない。登録にあたっては必ず社内で担当者を決めて手続きを行うこと。重複する登録申請は、補助金事務局で一方を破棄することがある。

※ 補助金事務局への交付申請書類の持ち込み、郵送、FAX、電子メールでの申請は受理しない。

※ アップロードした書類はキャッシュレス決済事業者側で保管しておくこと。

### 3.4 コンソーシアム代表申請事業者

#### 3.4.1 コンソーシアム代表申請事業者が代行できる手続き

補助金事務局は、下記についてコンソーシアム代表申請事業者からの手続きも受付ける。

- ① 交付申請書
- ② 交付申請取下げ届出書
- ③ 補助事業計画変更承認申請書
- ④ 補助事業遅延報告書
- ⑤ 補助事業実績報告書
- ⑥ 概算払請求書
- ⑦ 精算払請求書
- ⑧ 補助事業承継承認申請書
- ⑨ その他補助金事務局が指示する手続き

#### 3.4.2 コンソーシアム代表申請事業者の責務及び不正行為に対する措置

コンソーシアム代表事業申請者は、登録要領に記載がある責務を負う。なお、不正行為に対しては下記の措置を行う場合がある。

- ・ 代表申請事業者としての登録の取消し
- ・ 補助金事務局が実施する全ての補助金について一定期間の手続代行の停止
- ・ 代表申請事業者の名称及び不正の内容の公表 等

### 3.5 交付決定前の変更

交付申請を行った後、交付決定を受ける前に交付申請の内容に変更が生じた場合は、必ず補助金事務局に問合せ指示を受けること。

### 3.6 審査

補助金事務局は、申請された事業内容について、交付規程及び公募要領の要件を満たしているか審査を実施する。併せて、補助金事務局が指定するマイナポイント付与のためのシステム連携ができること、対象者からの問合せを受ける体制の構築ができていることを確認する。申請書類等に不備・不足がある場合、補助金事務局から不備・不足を指摘する場合がある。不備・不足に関する通知や連絡を受け取った際は、速やかに不備・不足を解消すること。

また、補助金事務局が必要と判断した場合に限り、書類の追加提出を求められることがある。追加提出に関する通知や連絡を受け取った際は、速やかに補助金事務局の指示に従って対応すること。

### 3.7 交付決定

審査の結果、交付申請の内容が適当であると認めた場合、交付決定を行う。なお、公募状況により公募予算額を超える場合、審査結果によっては、申請された補助金額から減額して交付決定されることがある。

審査結果や審査の過程に関する質問に対しては、補助金事務局は一切対応しないこととする。なお、申請書類

に不備・不足がないもの、また不備・不足が解消されたものから順次交付決定を行い、交付決定した補助事業者宛てに通知を行う。

補助金事務局は、交付決定した補助事業者について、事業者名、事業概要、交付予約金額等を補助金事務局のホームページ（<https://mynumberpoint.paymentsjapan.or.jp/>）へ掲載する。上記に加え、交付決定した補助事業者について、補助金の交付決定等に関する情報（事業者名、交付決定日、法人番号、交付予約額等）は、原則として gBizINFO（<https://info.gbiz.go.jp/>）へ掲載される。

## 4 事業実施方法

### 4.1 補助事業の開始

補助事業者は、補助金事務局から通知される交付決定通知書に記載された交付決定日以降、初めてマイナポイント付与を実施することができる。

※ 補助対象経費は2.6.1で規定するマイナポイント付与補助の対象額とする。

### 4.2 計画変更等

補助事業者は、事業の実施中に計画に変更が生じた場合、予め補助金事務局に報告し、その指示に従わなければならない。また、事業完了の遅延が見込まれる場合も同様に、速やかに補助金事務局へ報告しなければならない。

### 4.3 実施状況の確認

補助事業者は、概算払の可否に関わらず、当月のマイナポイント付与実績を補助金事務局が定めるデータ様式で報告しなければならない（以下、「実施状況報告」という。）。報告スケジュールの詳細は「第2弾マイナポイント マイナポイント付与補助事務取扱説明書（以下、「事務取扱説明書」という。）」2.4を参照すること。

補助金事務局は、本補助金を受給した補助事業者に対して、付与の実施状況を確認するため、取引データの提出等の調査を行う。また振込データやその他実績を確認するための資料等の提出を求めることがある。

### 4.4 概算払

交付決定された補助事業者は、2.6.1で規定するマイナポイント付与補助事業の対象となる金額について、補助金事務局が定める単位で概算払請求をすることができる。キャッシュレス決済事業者は概算払請求を希望する場合、補助金事務局が定める集計期間ごとに確定した概算払金額を、概算払請求期限までに補助金事務局に請求しなければならない。

概算払請求は原則として、4.4.1に定める方法により行うものとする（この方法を以下、「概算払（付与実績数）」という。）。

ただし、4.4.2.1に定める申請によって補助金事務局が認める場合に限り、4.4.2に定める方法により概算払を実施することができる（この方法を以下、「概算払（申込数）」という。）。

概算払請求のスケジュールは、事務取扱説明書3.5を参照すること。

※ 施策1は、ポイント付与に先行して決済/チャージがあり、補助事業者の財務状況は悪化しないため、概算払（申込数）は実施しない。

※ 施策2、3は先行する決済/チャージがないため、ポイント利用・精算に伴う財務状況悪化を懸念し、概算払（申込数）を実施する。

※ 施策2、3は、概算払（付与実績数）又は概算払（申込数）のどちらか一方のみで概算払請求できるものとし、原則として、一度請求を行った概算払方法を途中で変更することは認めない。ただし、複数の登録サービスを登録している場合、登録サービス毎に異なる概算払方法を選択することは可能とする。

※ 補助金事務局は概算払請求を受理した後、書類審査等を行い、交付すべき補助金の額を確認し、補助事業者

に速やかに通知する。

- ※ ポイント失効率が確定するまで、原則として概算払請求は認めない。
- ※ 専用ポイントに該当する補助事業者は、補助事業完了後に失効率が確定するため、失効率 8%で概算払請求を行うこととする。
- ※ 概算払金額が 100 万円を下回る場合は、当月の概算払請求を行うことはできず、累計概算払請求額が 100 万円に達するまで翌月以降に繰り越すものとする。
- ※ 概算払請求の内容に不備・不足等があり、概算払審査期間中に審査が完了しなかった場合は、次の審査期間分として取り扱うこととなるので、書類の作成には十分注意すること。
- ※ 施策 2、3 において、概算払（申込数）を希望する場合は、4.4.2.1 及び 4.4.2.2 に定める手続きを経て、情報変更申請が補助金事務局に承認された後、事務取扱説明書 3.5 に定める各集計期間中の補助金事務局の最終営業日までに承認された実施回以降の分のみ請求が可能。
- ※ 2023 年 4 月以降に概算払請求を希望する場合、財務状況報告を実施し、補助金事務局からの承認を得た補助事業者のみ、概算払を実施することとする。
- ※ 概算払（付与実績数）の場合、最終ポイント付与日が含まれる月の 1 か月前までの付与実績について概算払請求を実施できる。
- ※ 概算払（申込数）の場合、最終申込日が含まれる実施回の 2 回前まで概算払請求を実施できる。ただし、補助金事務局がポイント利用・精算に伴う財務状況悪化が懸念されると認める場合は、4.4.2 で定める申込確定数のうち、2023 年 9 月 29 日（金）までの申込確定数について、概算払請求を実施できる。

#### 4.4.1 概算払（付与実績数）の概要

マイナポイントの付与実績を基に概算払を行う。概算払（付与実績数）は、以下の計算式に基づき概算払金額を算定し、支払を行うものとする。

$$\text{概算払金額} = \text{付与ポイント数} \times (1 - \text{失効率}) \times (1 - \text{留保率})$$

- ※ 留保率：仕入税額控除を考慮した率（全額仕入控除適用の場合 10%（=0.1））

#### 4.4.2 概算払（申込数）の概要

マイキープラットフォーム上で集計される、補助事業者の登録サービスに対する施策 2 対象者及び施策 3 対象者の数（以下、「申込確定数」という。）を基に概算払を行う。概算払（申込数）は、以下の計算式に基づき概算払金額を算定し、支払を行うものとする。

$$\text{概算払金額} = \text{施策 2、3 の各申込確定数} \times 7,500 \times (1 - \text{失効率}) \times (1 - \text{留保率}) \times \text{リスクウェイト}$$

- ※ 留保率：仕入税額控除を考慮した率（全額仕入控除適用の場合 10%（=0.1））
- ※ リスクウェイト：補助事業者ごとの財政状況の評価値を考慮した率（リスクウェイトは 4.4.2.2 に定める審査により設定する。）

#### 4.4.2.1 概算払（申込数）の申請

概算払（申込数）は、マイナポイントの付与を行うことで補助事業者の財務状況が一時的に悪化する等、4.4.1に定める方法では事業実施が困難である場合に限り申請できる。また、施策2、3において概算払（付与実績数）請求を実施している場合、原則として、概算払（申込数）の申請はできない。

概算払（申込数）の実施を希望する場合、交付決定後、登録サービスごとに概算払（申込数）の申請を行わなければならない。概算払（申込数）の申請は事務取扱説明書2.3に定める情報変更申請にて行うこととする。申請方法の詳細は、事務取扱説明書3.4.1を参照すること。

なお、補助金事務局は、補助事業者から概算払（申込数）の申請を受理し次第、4.4.2.2に定める審査を実施する。当該審査には時間を要するため、余裕を持って申請をすること。

概算払（申込数）は当該申請により補助金事務局が認める場合に限り実施できる。

#### <概算払（申込数）の申請受付期間>

【第1回】2022年5月31日（火）～2022年6月13日（月）

【第2回】2022年6月14日（火）～2022年6月20日（月）

※ 申請内容に不備等がある場合は、補助金事務局より不備連絡を行う。

各回の締め切りを過ぎた申請や、受付期間内に不備が解消しない申請は、当該回の申請として扱わない場合がある。

※ 第3回以降は、補助金事務局が別途定める期日まで随時、申請の受付・審査を行う。

#### 4.4.2.2 概算払（申込数）申請の審査

概算払（申込数）の審査では、「概算払（申込数）適用の可否に係る審査」と、「補助事業者の与信に係る審査」を実施する。審査の結果によっては、概算払（申込数）の適用が認められない場合がある。

また、以下に定める審査基準を基にリスクウェイトを算出する。審査結果は審査完了後に補助金事務局から補助事業者へ通知する。

##### 【概算払（申込数）申請の審査基準】

- ・直近3カ年の決算書における債務超過の有無
- ・直近の注記表における継続企業の前提注記の有無
- ・直近の売上高が50%以上減少しているか否か
- ・直近3カ年における税金の滞納有無

#### 4.4.2.3 概算払（申込数）における留意事項

補助金事務局は補助事業者に対して、必要に応じて補助事業者の財務状況に係る書類等の提出を求めることができる。

当該提出書類や、4.3に定める実施状況報告の内容等を踏まえ、補助金事務局が、補助事業者の財務状況上概算払（申込数）による概算払の必要がないと認める場合、当該補助事業者に対して概算払（申

込数)の実施を中止する場合がある。

#### 4.5 中間検査

補助金事務局は、事業期間中に必要に応じて中間検査（現地調査を含む）を行うことがある。その場合、補助事業者は、補助金事務局の指示に従い、対応しなければならない。

#### 4.6 補助事業の完了

補助事業の完了日は、最終ポイント付与日以降に行う決済サービス別の実施状況報告を提出した日のうち、最も遅い日とする。マイナポイント付与補助事業の最も遅い補助事業完了日は、2024年1月31日（水）とする。申請時の事業完了予定日は厳守のこと。遅延した場合、補助対象とならない場合がある。事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかに補助金事務局に連絡すること。

※ 補助事業者は、補助事業完了日から、30日以内又は補助金事務局が別途定める日のいずれか早い日までに、交付規程に定める実績報告書を提出しなければ補助金の交付を受けることができない。

#### 4.7 実績報告及び額の確定

補助事業者は、補助事業の完了日から30日以内又は補助金事務局が別途定める日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければならない。補助金事務局は、実績報告書を受理した後、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書により補助事業者に速やかに通知する。

補助金額は、実績報告後に補助金事務局の検査で決定する。

#### 4.8 仕入税額控除

##### 4.8.1 仕入税額控除の概要

仕入税額控除とは、納税すべき消費税を計算する際に、課税売上の消費税額から課税仕入れの消費税額を差し引いて計算することによって、消費税の二重課税を解消する制度である。

※ 経済産業省大臣官房会計課が発出する「補助事業事務処理マニュアル」において、制度概要が記載されているため、参照すること。

##### 4.8.2 仕入税額控除の対象

2.5.5に定める方法で計算された補助金額を基に支出される仕入れ等に消費税が含まれており、消費税及び地方消費税の申告により仕入税額控除が適用される補助事業者とする。

##### 4.8.3 仕入税額控除の報告

補助事業者は、決済サービス別の実施状況報告を行う時点において、消費税及び地方消費税の申告により仕入税額控除が適用された場合、その仕入税額控除の適用額を報告の上、補助金額から差し引かなければならない。報告方法の詳細は、事務取扱説明書を参照すること。

また、決済サービス別の実施状況報告を行った日の翌日以降において、消費税及び地方消費税の申告によ

り仕入税額控除が適用された場合、補助金事務局が定める方法に基づき、その仕入税額控除の適用額について報告しなければならない。報告の結果、仕入税額控除の適用額が含まれると補助金事務局が認める場合は、補助金事務局の指示に従い、補助金の過払い額を返還しなければならない。

なお、2.8.3 及び 4.6 に定める補助事業完了日以降における、仕入税額控除の適用額の具体的な報告手順については、別途補助事業者向けに公表する。

#### 4.8.4 仕入税額控除の報告対象

所管の税務署に消費税及び地方消費税の申告を行うのは、会計年度終了後、原則、2か月以内であるため、申告した消費税のうち、仕入税額控除の適用額が確定するのは、その申告日以降となる。

また、最終ポイント付与日以降に行う決済サービス別の実施状況報告を行う時点において、仕入税額控除の適用額が明らかな場合はその適用額を補助金額から差し引く必要がある。

そのため、事業期間中のマイナポイント付与期間及び会計年度によって、報告対象となる可能性があることから、以下表を参照の上、報告すること。

<補助事業者の会計年度が「4月～翌年3月」の場合>

国の会計年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
補助事業者の会計年度	4月～翌年3月	4月～翌年3月	4月～翌年3月	4月～翌年3月
報告要否	否 —	要 ①	要 ②	否 —

【最終ポイント付与日が2023年5月31日（水）であり、決済サービス別の実施状況報告を2023年11月30日（木）に行う場合の例】

- ・ 消費税及び地方消費税の申告期限は、会計年度終了の日から2か月以内であることから、例年5月末である。
- ・ 上記期限までに申告を行い、2023年11月30日（木）までに補助金額に仕入税額控除が適用されている場合、補助金から差し引く必要がある報告対象は①である。
- ・ なお、報告対象②の仕入税額控除の適用額の具体的な報告手順については、別途補助事業者向けに公表する。

<補助事業者の会計年度が「10月～翌年9月」の場合>

国の会計年度	2021年度		2022年度		2023年度		2024年度	
補助事業者の 会計年度	～9月	10月～翌年9月		10月～翌年9月		10月～翌年9月		10月～
報告要否	否	要		要		要		否
	—	①		②		③		—

【最終ポイント付与日が2023年11月30日（木）であり、決済サービス別の実施状況報告を2023年12月31日（日）に行う場合の例】

- ・ 消費税及び地方消費税の申告期限は、会計年度終了の日から2ヵ月以内であることから、例年11月末である。
- ・ 上記期限までに申告を行い、2023年12月31日（日）までに補助金額に仕入税額控除が適用されている場合、補助金から差し引く必要がある報告対象は①及び②である。
- ・ なお、報告対象③の仕入税額控除の適用額の具体的な報告手順については、別途補助事業者向けに公表する。

#### 4.9 補助金の支払

補助金事務局は、額の確定通知書により確定した補助金の額を通知後、精算払請求書を受理した後に、速やかに補助事業者に対し補助金を交付する。

#### 4.10 検討委員会及び成果報告会への参加

補助事業者は、補助金事務局から要請があった場合は、補助金事務局が実施する成果報告会に参加しなければならない。

#### 4.11 データ提供

補助金事務局は、国の施策に基づいたマイナポイントを活用した消費活性化策を実施するため、必要な範囲において補助事業者に対してマイナポイントを活用した消費活性化策の実施に資するデータ等の提供を要請することができる。

補助事業者は、補助金事務局が必要な範囲内においてデータ等の提供を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

#### 4.12 交付決定の修正又は取消し、補助金の返還、罰則等

補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、交付規程及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられることになる。

- ・ 交付決定の修正又は取消し、補助金等の返還及び加算金の納付。
- ・ 補助金適正化法第 29 条から第 32 条までの規定による罰則。
- ・ 相当の期間の補助金等の全部又は一部の交付決定の不実施。
- ・ 補助事業者の名称及び不正の内容の公表。

#### 4.13 個人情報の取扱い

本事業において取得した個人情報については、申請に係る事務処理等及び不当な取引を行った者による二次被害を防ぐための情報連携に利用する他、補助金事務局が主催するセミナー、シンポジウム、アンケート調査、公募説明会等の連絡等にて利用する場合がある。

#### 4.14 決済事業者が発行したポイント等が使用不能になった場合の対応

本事業の事業開始から 2025 年 1 月 31 日（金）までの間に、決済事業者が倒産等の経営状況に陥った場合、補助金事務局は利用されなかったポイント付与相当額の返還を求める場合がある。

#### 4.15 収益納付

本事業の事業完了の翌年度から 5 年間、補助金事務局からの求めがあった場合は、事業収支状況を報告しなければならない（交付規程第 15 条参照）。収支状況報告の結果、補助金の額を確定し通知をした日以降、専用ポイントとして、キャッシュレス決済事業者の提案する方法で算出した利用実績が算出可能である場合は、当該収益分を納付しなければならない（交付規程第 32 条参照）。

#### 4.16 財務状況報告

補助事業者は、2023 年 4 月以降に概算払請求を希望する場合、本報告を実施しなければならない。

補助金事務局は、本報告を受理した後、書類審査を行い、補助事業の継続が可能と認めるときは、補助事業者に速やかに通知する。ただし、補助事業の継続が可能と認められなかった場合においては、補助金事務局の指導・指示に従うものとする。

なお、2023 年 3 月以前から概算払請求を行っている事業者についても、2023 年 4 月以降に概算払請求を希望する場合は、本報告が必要となる。

##### 4.16.1 財務状況報告開始日

補助金事務局において、本報告の受付が可能となった日とする。

#### 4.16.2 財務状況報告に必要な証憑

No	書類名称	様式	提出する単位	形式	備考
1	決算報告書	自由	事業者ごと	PDF	
2	財政状況資料	自由	事業者ごと	PDF	自治体等の公会計に基づいて決算を行っている決済事業者のみ提出可
3	資金収支計画書	自由	事業者ごと	PDF	自治体等の公会計に基づいて決算を行っている決済事業者のみ提出可
4	貸借対照表	自由	事業者ごと	PDF	自治体等の公会計に基づいて決算を行っている決済事業者のみ提出可

## 更新履歴

頁	更新後	更新前
2022.03.31 更新		
P.11	<p>【修正・追加】 2.5.5.2 失効率の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>失効率の算定は、2022年3月31日（木）を起算日とし、起算日又は2022年3月31日（木）以前の直近決算日のいずれかを基準日とすること。</li> <li>①-1のポイント有効期間に以下（）内の記載を追加  <math>\beta</math> = ポイント有効期間（有効期限がないポイントの場合、3とする）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>失効率の算定は、2022年3月31日（木）を起算日とし交付決定直近の決算日又は起算日のいずれかを基準日とすること。</li> </ul> $\beta$ = ポイント有効期間
P.18	<p>【修正】 2.8.3 補助事業完了日</p> <p>補助事業完了日：2023年3月21日</p>	2023年2月28日
P.21	<p>【修正】 3.2 交付申請時の提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ポイント単価を説明する補足資料の形式：PDF</li> <li>5-3～5-5を追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Excel</li> </ul>
P.26	<p>【修正】 4.6 補助事業の完了</p> <p>補助事業完了日：2023年3月21日</p>	2023年2月28日
2022.05.18 更新		
P.9	<p>【追加】 2.5.3 補助の対象となるマイナポイント付与の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>方法③に以下※書きにて内容を追加</li> </ul> <p>※ポイント等を発行し、当該ポイント等相当額を金融口座からの引落金額と相殺する方法又はポイント等相当額を金融口座に入金する方法も可とする。ただし、ポイント等相当額を対象者の口座に付与するのは、付与するポイント等相当額が対象者の引落金額を上回る場合の差額分に限る。</p>	
P.15	<p>【修正】 2.5.6 本事業期間中におけるポイントルールの変更の禁止</p> <p>ポイント変更禁止期間：2023年3月21日（火）</p>	2023年2月28日（火）
P.20	<p>【修正】 2.9 事業スケジュール（例）</p> <p>4.4.1 に定める概算払を実施した場合の事業スケジュール（例）</p>	事業スケジュール（例）

P.26	<p><b>【修正】4.3 実施状況の確認</b> 報告スケジュール：事務取扱説明書に記載の期日まで</p> <p><b>【修正・追加】4.4 概算払</b> ・概算払請求の単位：補助金事務局が定める単位 ・ポイント付与実績に基づく概算払を概算払（付与実績数）、個別のスケジュールとしていた概算払を概算払（申込数）として定義</p>	<p>翌月の10日まで</p> <p>・概算払請求の単位：1ヵ月単位 ・4.4.1に定める方法では事業実施が困難であると補助金事務局が認める場合に限り、施策2、施策3のみ個別のスケジュールにて概算払を実施する。</p>
P.27	<p><b>【修正・追加】</b> 4.4.1 概算払（付与実績数）の概要 4.4.2 概算払（申込数）の概要 として章立てを変更</p> <p><b>【削除】4.4.2 概算払のスケジュールの章を削除</b> (概算払スケジュールは事務取扱説明書に記載)</p>	<p>4.4.1 概算払金額の計算方法 4.4.2 概算払請求のスケジュール</p>
P.29	<p><b>【修正】4.1.5 収益納付</b> 本事業の事業完了の翌年度から5年間、補助金事務局からの求めがあった場合は、事業収支状況を報告しなければならない（交付規程第15条参照）。</p>	<p>本事業の事業完了から5年間、補助金事務局からの求めがあった場合は、事業収支状況を報告しなければならない（交付規程第15条参照）。</p>
2022.05.31 更新		
P.26	<p><b>【修正】4.3 実施状況報告の確認</b> 報告スケジュールの詳細は「第2弾マイナポイント マイナポイント付与補助事務取扱説明書（以下、「事務取扱説明書」という。）」2.4を参照すること。</p> <p><b>【追加】4.4 概算払</b> 概算払請求のスケジュールは、事務取扱説明書3.5を参照すること。</p>	<p>報告スケジュールの詳細は「第2弾マイナポイント マイナポイント付与補助事務取扱説明書（以下、「事務取扱説明書」という。）」を参照すること。</p>
P.27	<p><b>【削除】4.4.1 概算払（付与実績数）の概要</b> 概算払（付与実績数）の実施スケジュールは、事務取扱説明書を参照すること。</p> <p><b>【修正】4.4.2 概算払（申込数）の概要</b> ・リスクウェイトは4.4.2.2に定める審査により設定する。</p> <p><b>【削除】4.4.2.1 概算払（申込数）金額の計算方法の章を削除</b></p>	<p>・リスクウェイトの詳細は、事務取扱説明書を参照すること。</p>
P.27 ～ P.28	<p><b>【削除・追加】</b> 4.4.2.1 概算払（申込数）の申請 4.4.2.2 概算払（申込数）申請の審査 として章立てを変更</p>	<p>4.4.2.2 概算払（申込数）の申請及び審査</p>

2022.07.19 更新		
全体	以下のとおり文言を修正 健康保険証としての利用申込	健康保険証の利用申込
P.8	<p>【修正・追加】2.5.2.2 施策2（健康保険証としての利用申込）におけるマイナポイントの付与対象</p> <p>2022年6月30日（木）～2023年2月28日（火）までに受付けたマイナポイントの申込を対象として、2.5.3.2に定める方法によりマイナポイントを付与する。</p> <p>ただし、事前にマイナンバーカードを使用した申込検証テストを実施する等、国や補助金事務局が認める場合に限り、当該期間の申込分もマイナポイント申込対象として認める。</p>	<p>2.5.2.2 施策2（健康保険証の利用申込）におけるマイナポイントの付与対象</p> <p>健康保険証の利用申込における申込受付開始日～2023年2月28日（火）までに受付けたマイナポイントの申込を対象として、2.5.3.2に定める方法によりマイナポイントを付与する。</p>
	<p>【修正・追加】2.5.2.3 施策3（公金受取口座の登録）におけるマイナポイントの付与対象</p> <p>2022年6月30日（木）～2023年2月28日（火）までに受付けたマイナポイントの申込を対象として、2.5.3.3に定める方法によりマイナポイントを付与する。</p> <p>ただし、事前にマイナンバーカードを使用した申込検証テストを実施する等、国や補助金事務局が認める場合に限り、当該期間の申込分もマイナポイント申込対象として認める。</p>	<p>公金受取口座の登録における申込受付開始日～2023年2月28日（火）までに受付けたマイナポイントの申込を対象として、2.5.3.3に定める方法によりマイナポイントを付与する。</p>
P.9～10	<p>【修正】2.5.3.1 施策1（決済サービスの利用）におけるマイナポイント付与の方法</p> <p>※ マイナポイント付与の対象となるのは、施策1対象者のマイナポイント申込日又は2022年4月1日（金）のいずれか遅い日から、2023年2月28日（火）まで（以下、「申込対象期間」という。）の前払又は決済により、2023年3月21日（火）までに付与されたポイントとする。</p> <p>（中略）</p> <p>※ マイナポイントの付与は、マイナポイント付与の対象となる前払又は決済の日以後で、単一又は複数の前払又は決済の合計値が、付与の対象となる最小単位に達した日が含まれる期間の当該決済事業者が定める集計期間の締め日（以下、「締め日」という。）から原則として2ヵ月以内の範囲で、（中略）ただし、施策2、3の開始に伴うマイキープラットフォームのシステム切替までにシステム開発が間に合わない場合又は補助金事務局が認める場合はこの限りではない。</p> <p>※ 「前払額に応じて」、「決済額に応じて」とは、キャッシュレス決済事業者において、付与の対象となる20,000円以下となる最小単位を任意に設定し、申込対象期間内の一又は複数の前払又は決済の合計に対して25%を下回らない額を付与する（同一キャッシュレスサービスで当該最小単位を複数設定することは不可とする。）。</p>	<p>※ マイナポイント付与の対象となるのは、施策1対象者のマイナポイント申込日又は2022年4月1日（金）のいずれか遅い日から、2023年2月28日（火）まで（以下、「付与対象期間」という。）の前払又は決済とする。</p> <p>（中略）</p> <p>※ マイナポイントの付与は、マイナポイント付与の対象となる前払又は決済の日以後で、単一又は複数の前払又は決済の合計値が、付与の対象となる最小単位に達した日が含まれる期間の締め日から原則として2ヵ月以内の範囲で、（中略）ただし、補助金事務局が認める場合はこの限りではない。</p> <p>※ 「前払額に応じて」、「決済額に応じて」とは、キャッシュレス決済事業者において、付与の対象となる20,000円以下となる最小単位を任意に設定し、付与対象期間内の一又は複数の前払又は決済の合計に対して25%を下回らない額を付与する（同一キャッシュレスサービスで当該最小単位を複数設定することは不可とする。）。</p>

	<p>(例) 1,000 円単位の前払にポイントを付与する場合で、申込対象期間内の決済額が 8,500 円の時</p> <p>(中略)</p> <p>※ 施策 1 において、5,000 円相当を超えてマイナポイントを付与することはできない。</p>	<p>(例) 1,000 円単位の前払にポイントを付与する場合で、付与対象期間内の決済額が 8,500 円の時</p> <p>(中略)</p> <p>※ 施策 1 において、5,000 円相当を超えてマイナポイントを付与することはできない。</p>
P.10～11	<p><b>【修正】 2.5.3.2 施策 2 (健康保険証としての利用申込) におけるマイナポイント付与の方法</b></p> <p>施策 2 では、方法③又は④によりマイナポイントの付与を行うものとする。</p> <p>※ マイナポイント付与の対象となるのは、施策 2 対象者のマイナポイント申込日又は 2022 年 6 月 30 日 (木) のいずれか遅い日から、2023 年 2 月 28 日 (火) までの健康保険証の利用申込により、2023 年 3 月 21 日 (火) までに付与されたポイントとする。ただし、事前にマイナンバーカードを使用した申込検証テストを実施する等、国や補助金事務局が認める場合に限り、当該期間の申込分もマイナポイント申込対象として認める。</p> <p>※ マイナポイントの付与は、原則として、施策 2 におけるマイナポイント申込日が含まれる期間の締め日から 2 ヶ月以内の範囲で、キャッシュレス決済事業者が任意にポイントの付与単位や一定の期間を設定して行う (同一キャッシュレスサービスで当該ポイントの付与単位や当該期間を複数設定することは不可とする。)。ただし、施策 2、3 の開始に伴うマイキープラットフォームのシステム切替までにシステム開発が間に合わない場合又は補助金事務局が認める場合はこの限りではない。</p>	<p>2.5.3.2 施策 2 (健康保険証の利用申込) におけるマイナポイント付与の方法</p> <p>方法③又は④によりマイナポイントの付与を行うものとする。</p> <p>※ マイナポイント付与の対象となるのは、施策 2 対象者のマイナポイント申込日又は国が別途設定する日 (以下、「事業開始日」という。) のいずれか遅い日から、2023 年 2 月 28 日 (火) までの健康保険証としての利用申込とする。</p> <p>※ マイナポイントの付与は、原則として、マイナポイント申込日が含まれる期間の締め日から 2 ヶ月以内の範囲で、キャッシュレス決済事業者が任意にポイントの付与単位や一定の期間を設定して行う (同一キャッシュレスサービスで当該ポイントの付与単位や当該期間を複数設定することは不可とする。)。ただし、補助金事務局が認める場合はこの限りではない。</p>
P.11	<p><b>【修正】 2.5.3.3 施策 3 (公金受取口座の登録) におけるマイナポイント付与の方法</b></p> <p>施策 3 では、方法③又は④によりマイナポイントの付与を行うものとする。</p> <p>※ マイナポイント付与の対象となるのは、施策 3 対象者のマイナポイント申込日又は 2022 年 6 月 30 日 (木) のいずれか遅い日から、2023 年 2 月 28 日 (火) までの公金受取口座により、2023 年 3 月 21 日 (火) までに付与されたポイントの登録とする。ただし、事前にマイナンバーカードを使用した申込検証テストを実施する等、国や補助金事務局が認める場合に限り、当該期間の申込分もマイナポイント申込対象として認める。</p> <p>※ マイナポイントの付与は、原則として、施策 3 におけるマイナポイント申込日及びマイナポイント付与の対象となる公金受取口座の登録完了日のうちいずれか遅い日が含まれる期</p>	<p>方法③又は④によりマイナポイントの付与を行うものとする。</p> <p>※ マイナポイント付与の対象となるのは、施策 3 対象者のマイナポイント申込日又は事業開始日のいずれか遅い日から、2023 年 2 月 28 日 (火) までの公金受取口座の登録とする。</p> <p>※ マイナポイントの付与は、原則として、マイナポイント付与の対象となる公金受取口座の登録日が含まれる期間の締め日から 2 ヶ月以内の範囲で、キャッシュレス決済事業者が任意にポイントの付与単位や一定の期間を設定して行う (同一</p>

	<p>間の締め日から2ヵ月以内の範囲で、キャッシュレス決済事業者が任意にポイントの付与単位や一定の期間を設定して行う（同一キャッシュレスサービスで当該ポイントの付与単位や当該期間を複数設定することは不可とする。）。ただし、施策2、3の開始に伴うマイキープラットフォームのシステム切替までにシステム開発が間に合わない場合又は補助金事務局が認める場合はこの限りではない。</p>	<p>キャッシュレスサービスで当該ポイントの付与単位や当該期間を複数設定することは不可とする。）。ただし、補助金事務局が認める場合はこの限りではない。</p>
P.12～13	<p><b>【修正・追加】2.5.5.2 失効率の算定方法</b> (中略)</p> <p>また、本事業期間中に発行したポイントの利用状況等について精緻に計測が可能である場合、事前に補助金事務局へ個別相談のうえ、補助金事務局が合理的かつ実施可能と認めたときに限り(例:本事業期間内に発行した全てのポイントが失効し、その利用率を算出できる場合)、キャッシュレス決済事業者の提案する方法でポイント失効率の算定を行うことができる(この算定方法を使用して算定されるポイントを以下、「専用ポイント」という。また、この算定方法によるポイント失効率を以下、「実績失効率」という。)。 (中略)</p> <p>①-1 付与するポイントの発行元が自社又はグループ会社の場合</p> <p>※ 会計上の失効率の算定過程における端数処理等については、各決済事業者における会計上の失効率算定ルールが優先される。</p>	<p>(中略)</p> <p>また、本事業期間中に発行したポイントの利用状況等について精緻に計測が可能である場合、補助金事務局が合理的かつ実施可能と認めたときに限り(例:本事業期間内に発行した全てのポイントが失効し、その利用率を算出できる場合)、キャッシュレス決済事業者の提案する方法でポイント失効率の算定を行うことができる(この算定方法によるポイント失効率を以下、「実績失効率」という。)。 (中略)</p>
P.18	<p><b>【修正】2.6.4 マイナポイント申込対象期間</b></p>	2.6.4 マイナポイント付与対象期間
	<p><b>【修正】2.6.4.1 施策1(決済サービスの利用)におけるマイナポイント申込対象期間</b></p>	2.6.4.1 施策1(決済サービスの利用)におけるマイナポイント付与対象期間
	<p><b>【修正・追加】2.6.4.2 施策2(健康保険証としての利用申込)におけるマイナポイント申込対象期間</b></p> <p>2022年6月30日(木)～2023年2月28日(火)</p> <p>※ ただし、事前にマイナンバーカードを使用した申込検証テストを実施する等、国や補助金事務局が認める場合に限り、当該期間の申込分もマイナポイント申込対象として認める。</p>	2.6.4.2 施策2(健康保険証の利用申込)におけるマイナポイント付与対象期間
	<p>事業開始日～2023年2月28日(火)</p>	
P.19	<p><b>【修正・追加】2.6.4.3 施策3(公金受取口座の登録)におけるマイナポイント申込対象期間</b></p> <p>2022年6月30日(木)～2023年2月28日(火)</p> <p>※ ただし、事前にマイナンバーカードを使用した申込検証テストを実施する等、国や補助金事務局が認める場合に限り、当該期間の申込分もマイナポイント申込対象として認める。</p>	2.6.4.3 施策3(公金受取口座の登録)におけるマイナポイント付与対象期間
	<p><b>【修正】2.8.1 補助事業開始日</b></p> <p>※ 2022年4月1日(金)～2022年9月30日(金)の範囲</p>	<p>事業開始日～2023年2月28日(火)</p> <p>※ 2022年4月1日(金)～補助金事務局が別途指定する日</p>

	で、マイナポイントの申込受付を開始すること。	の範囲で、マイナポイントの申込受付を開始すること。
	<p>【修正】2.8.2 補助対象となる事業期間</p> <p>2022年4月1日（金）又は本補助金の交付決定日のいずれか遅い日～2023年3月21日（火）</p>	2022年4月1日（金）又は本補助金の交付決定日のいずれか遅い日～2023年2月28日（火）
P.21	<p>【修正・追加】2.9 事業スケジュール（例）</p> <p>図①（施策2、3開始に伴う概算払（付与実績数）の図修正）</p> <p>図②（施策2、3開始に伴う概算払（申込数）の図追加）</p>	図
P.24	<p>【修正】3.2 交付申請時の提出書類</p> <p>・No.5-1及び5-2 備考</p> <p>会計監査を受けた会計上のポイント失効率を使用する場合又は指定算出式により失効率を算出する場合は必須</p> <p>・No.6 備考</p> <p>会計監査を受けた会計上のポイント失効率を使用する場合又は指定算出式により失効率を算出する場合に該当し、交付申請時に5-1～5-4が提出できない場合のみ必須</p>	<p>指定算出式により失効率を算出する場合のみ必須</p> <p>指定算出式により失効率を算出する場合に該当し、交付申請時に5-1～5-4が提出できない場合のみ必須</p>
P.28	<p>【削除】4.3 実施状況の確認</p> <p>（中略）</p> <p>削除</p>	<p>（中略）</p> <p>本補助金を受けたにもかかわらずマイナポイント付与補助を実施しなかった場合、あるいは実施できなかった場合は、受給した補助金を返還しなければならない。</p>
P.29	<p>【追加】4.4 概算払</p> <p>（中略）</p> <p>※ 施策2、3において、概算払（申込数）を希望する場合は、4.4.2.1及び4.4.2.2に定める手続きを経て、情報変更申請が補助金事務局に承認された後、事務取扱説明書3.5に定める各集計期間中の補助金事務局の最終営業日までに承認された実施回以降の分のみ請求が可能。</p>	
P.30	<p>【修正】4.4.2.1 概算払（申込数）の申請</p> <p>（中略）</p> <p>※ 第3回以降は、補助金事務局が別途定める期日まで随時、申請の受付・審査を行う。</p>	※ 第3回以降も一定の期間に区切って、申請の受付・審査を行う。
2022.09.30 更新		
P.19	<p>【修正】2.8.1 補助事業開始日</p> <p>※ 2022年4月1日（金）～補助金事務局が別途指定する日の範囲（最終期日は原則2022年12月31日（土）とする。）で、マイナポイントの申込受付を開始すること。</p>	※ 2022年4月1日（金）～2022年9月30日（金）の範囲で、マイナポイントの申込受付を開始すること。
2023.04.03 更新		
全体	<p>【修正】マイナポイントの申込期限及び申込対象期間について、以下のとおり文言を修正</p> <p>2023年9月30日（土）</p>	2023年2月28日（火）

全体	<p>【修正】 マイナポイントの付与対象となる期間、補助対象となる事業期間について、以下のとおり文言を修正</p> <p>2023年12月31日（日）</p>	2023年3月21日（火）
P.13	<p>【修正】 2.5.5.2 失効率の算定方法</p> <p>（中略）</p> <p>2.5.4 に定める有効期間（3 ヶ月以上）を満たすために実績失効率の確定が総務省が別途定める日以降になる場合は、総務省が別途定める時点の実績失効率にて補助金額の確定を行う。</p>	2.5.4 に定める有効期間（3 ヶ月以上）を満たすために実績失効率の確定が 2023 年 4 月以降になる場合は、2023 年 3 月時点の実績失効率にて補助金額の確定を行う。
P.15	<p>【修正】2.5.6 本事業期間中におけるポイントルールの変更の禁止</p> <p>ポイント単価及び失効率に影響を与える又は付与を受けた対象者が著しい不利益を被るようなルール変更は、補助金支給額の妥当性と本事業の公平性を維持できないことから、総務省が別途定める日まで原則認めないこととする。</p>	ポイント単価及び失効率に影響を与える又は付与を受けた対象者が著しい不利益を被るようなルール変更は、補助金支給額の妥当性と本事業の公平性を維持できないことから、2023 年 3 月 21 日まで原則認めないこととする。
P.19	<p>【削除】 2.8.2 補助対象となる事業期間</p> <p>削除</p>	※ マイナポイント申込受付の最終日は、2023 年 3 月末までに精算払が完了できるよう、キャッシュレス決済事業者ごとに別途設定すること。
P.20～31	<p>【修正】 2.8.3 補助事業完了日／4.6 補助事業の完了</p> <p>補助事業の完了日は、最終ポイント付与日以降に行う決済サービス別の実施状況報告を提出した日のうち、最も遅い日とする。マイナポイント付与補助事業の最も遅い補助事業完了日は、2024 年 1 月 31 日（水）とする。</p>	補助事業の完了日は、補助対象事業の検収日かマイナポイント付与補助事業の交付決定を受けている事業者（以下、「補助事業者」という。）における支出額（補助対象経費全額）を支払完了（精算を含む）した日のいずれか遅い方とする。マイナポイント付与補助事業の最も遅い補助事業完了日は、2023 年 3 月 21 日（火）とする。
P.29	<p>【追加】 4.4 概算払</p> <p>※ 2023 年 4 月以降に概算払請求を希望する場合、財務状況報告を実施し、補助金事務局からの承認を得た補助事業者のみ、概算払を実施することとする。</p>	
P.32	<p>【修正】 4.14 決済事業者が発行したポイント等が使用不能になった場合の対応</p> <p>本事業の事業開始から 2025 年 1 月 31 日（金）までの間に、決済事業者が倒産等の経営状況に陥った場合、補助金事務局は利用されなかったポイント付与相当額の返還を求める場合がある。</p>	本事業の事業開始から 2024 年 2 月 28 日（水）までの間に、決済事業者が倒産等の経営状況に陥った場合、補助金事務局は利用されなかったポイント付与相当額の返還を求める場合がある。
P.32～33	<p>【追加】 4.16 財務状況報告</p> <p>項目新設</p>	
2023.05.26 更新		
P.28	<p>【追加】 4.4 概算払</p> <p>※ 概算払（付与実績数）の場合、最終ポイント付与日が含まれる月の 1 か月前までの付与実績について概算払請求を実施で</p>	

	<p>きる。</p> <p>※ 概算払（申込数）の場合、最終申込日が含まれる実施回の2回前まで概算払請求を実施できる。</p>	
2023.09.01 更新		
P.13	<p>【修正】2.5.5.2 失効率等の算定・算出方法 (前略)</p> <p>また、本事業期間中に発行したポイントの利用状況等について精緻に計測が可能である場合、事前に補助金事務局へ個別相談のうえ、補助金事務局が合理的かつ実施可能と認めたとときに限り（例：本事業期間内に発行した全てのポイントが失効し、その利用実績を算出できる場合）、キャッシュレス決済事業者の提案する方法で算定した利用実績を補助対象とすることができる（この算出方法を使用して算出されるポイントを以下、「専用ポイント」という。）。</p> <p>(後略)</p>	<p>2.5.5.2 失効率の算定方法 (前略)</p> <p>また、本事業期間中に発行したポイントの利用状況等について精緻に計測が可能である場合、事前に補助金事務局へ個別相談のうえ、補助金事務局が合理的かつ実施可能と認めたとときに限り（例：本事業期間内に発行した全てのポイントが失効し、その利用率を算出できる場合）、キャッシュレス決済事業者の提案する方法でポイント失効率の算定を行うことができる（この算定方法を使用して算定されるポイントを以下、「専用ポイント」という。また、この算定方法によるポイント失効率を以下、「実績失効率」という。）。2.5.4 に定める有効期間（3か月以上）を満たすために実績失効率の確定が総務省が別途定める時点の実績失効率にて補助金額の確定を行う。</p> <p>(後略)</p>
P.15	<p>【修正】2.5.6 本事業期間中におけるポイントルールの変更の禁止</p> <p>ポイント単価及び失効率に影響を与える又は付与を受けた対象者が著しい不利益を被るようなルール変更は、補助金支給額の妥当性と本事業の公平性を維持できないことから、2023年12月31日（日）まで原則認めないこととする。</p> <p>(後略)</p>	<p>ポイント単価及び失効率に影響を与える又は付与を受けた対象者が著しい不利益を被るようなルール変更は、補助金支給額の妥当性と本事業の公平性を維持できないことから、総務省が別途定める日まで原則認めないこととする。</p> <p>(後略)</p>
P.19	<p>【追加】2.8.2 補助対象となる事業期間</p> <p>※事業期間内の途中で申込受付を終了したキャッシュレス決済事業者は、原則として再度申込受付の再開を実施することはできない。</p>	
P.31	<p>【修正】4.15 収益納付 (前略)</p> <p>収支状況報告の結果、補助金の額を確定し通知をした日以降、専用ポイントとして、キャッシュレス決済事業者の提案する方法で算出した利用実績が算出可能である場合は、当該収益分を納付しなければならない（交付規程第32条参照）。</p>	<p>(前略)</p> <p>収支状況報告の結果、申請失効率と実失効率の大幅な乖離やポイント制度の変更等によって収益が発生していると認められる場合は、当該収益分を納付しなければならない（交付規程第32条参照）。</p>
2023.10.01 更新		
P.7	<p>【修正】2.5.1.2 施策2（健康保険証としての利用申込）</p> <p>2023年9月30日（土）までに健康保険証としての利用申込を行い、マイナポイントの申込を行った消費者（以下、「施策2対象者」という。）に対し、マイナポイントとして、当該サービスで利用可能なポイント等を付与する。</p>	<p>健康保険証としての利用申込を行い、2023年9月30日（土）までにマイナポイントの申込を行った消費者（以下、「施策2対象者」という。）に対し、マイナポイントとして、当該サービスで利用可能なポイント等を付与する。</p>

	<p>【追加】2.5.1.3 施策3（公金受取口座の登録）</p> <p>2023年10月1日（日）までに公金受取口座の登録を行い、2023年9月30日（土）までにマイナポイントの申込を行った消費者（以下、「施策3対象者」という。）に対し、マイナポイントとして、当該サービスで利用可能なポイント等を付与する。</p>	<p>公金受取口座の登録を行い、2023年9月30日（土）までにマイナポイントの申込を行った消費者（以下、「施策3対象者」という。）に対し、マイナポイントとして、当該サービスで利用可能なポイント等を付与する。</p>
P.8	<p>【追加】2.5.2.3 施策3（公金受取口座の登録）におけるマイナポイントの付与対象</p> <p>（前略）</p> <p>また、2023年10月1日（日）までにマイナンバーカードの公金受取口座の登録を行った者に対し、マイナポイントの申込対象として、2.5.3.3に定める方法によりマイナポイントを付与することができる。</p>	
2023.10.10 更新		
P.28	<p>【追加】4.4 概算払</p> <p>（前略）</p> <p>ただし、補助金事務局がポイント利用・精算に伴う財務状況悪化が懸念されると認める場合は、4.4.2で定める申込確定数のうち、2023年9月29日（金）までの申込確定数について、概算払請求を実施できる。</p>	
P.30~32	<p>【削除・追加】4.8 仕入税額控除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・冒頭文書削除</li> </ul> <p>・4.8.1~4.8.4 追加</p>	<p>実績報告時点で、2.5.5に定める方法で計算された補助金額を基に支出されるポイントの消化もしくは仕入等に消費税が含まれており、仕入税額控除の適用を受けている場合は、補助金額から差し引かなければならない。</p> <p>また、実績報告時点のポイント残高のうち、将来的に仕入税額控除の適用を受ける場合の取扱いについては調整中のため、後日補助事業者向けに詳細を公表する。</p>



問い合わせ、申請方法等の相談・連絡

第2弾マイナポイント補助金事務局

マイナポイント事業 問い合わせ窓口（キャッシュレス決済事業者専用）

TEL：0570-082-880

受付時間：平日 10:00～12:00、13:00～18:00

（土日祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く）